

第13回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成23年2月21日（月）

13：00～15：00

場所：ワースリビングかみきた

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶

2. 議事

- （1）平成22年度西大台利用調整地区の運用結果について
- （2）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について
- （3）平成23年度西大台利用調整地区の運用計画（案）について

3. その他

配布資料一覧

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表

- 資料 1 平成 22 年度西大台利用調整地区の運用結果概要
- 資料 2 平成 22 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価
- 資料 3 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について
- 資料 4 平成 23 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

- 参考資料 1 大台ヶ原の利用動向
- 参考資料 2 平成 22 年度西大台利用調整地区の利用実態等
- 参考資料 3 利用者意識等に関するアンケート調査結果
- 参考資料 4 歩道状況調査結果
- 参考資料 5 第 12 回西大台地区利用適正化計画検討協議会における意見
等と対応方針
- 参考資料 6 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（案）
- 参考資料 7 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
設置要領
- 参考資料 8 第 12 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討
協議会議事概要

第13回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学国際島嶼教育研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
日比 伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 准教授

<関係行政機関>

奈良県文化観光局 ならの魅力創造課	(ご欠席)
奈良県くらし創造部自然環境課	中村 義久 主任技師 田垣内 政信 主任技能員
三重県環境森林部自然環境室	松岡 直 副参事兼副室長
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主任
大台町産業課	野呂 泰道 課長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会 上北山村漁業協同組合	金山 進英	委員長 組合長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美	会長
上北山村商工会	中谷 守孝 金岩 修平	会長 経営指導員
(財) グリーンパークかわかみ	喜家村 玲子	
大杉谷自然学校	(ご欠席)	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	(ご欠席)	
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)	
奈良県山岳連盟	野田 健司	理事・自然保護委員
奈良県タクシー協会	岩橋 宣禎	専務理事
奈良交通(株)吉野営業所	松尾 茂	所長
(社) 日本山岳会関西支部	斧田 一陽	自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治	理事
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)	
ワーク21上北山	福嶋 啓一	会長
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也	参事
一般社団法人 心湯治館	城内 勲	代表理事

<事務局>

近畿地方環境事務所	佐々木 仁 杉田 高行 小林 達哉 高橋 誠 齊藤 誠子	統括自然保護企画官 国立公園・保全整備課長 国立公園・保全整備課課長補佐 公園計画専門官 自然保護官
吉野自然保護官事務所	濱名 功太郎	自然保護官
(株)スペースビジョン 研究所	宮前 保子 安場 浩一郎 幡 建樹	

平成 22 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

1. 利用調整の概要**(1) 利用調整を行った期間**

平成 22 年 4 月 22 日 (木) から 11 月 30 日 (火) まで (223 日間)

※県道大台ヶ原公園川上線 (大台ヶ原ドライブウェイ) の開通期間。

この期間は事前に申請をして認定を受けた者のみ西大台への立入りが可能。

(2) 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

- ・利用集中期の土日祝日 : 100人
- ・利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人
- ・上記以外の平日 : 30人

※利用調整地区内での行動は 1 グループ 10 人以内。

(3) 利用集中期 (カレンダー参照)

過去の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定 (計 89 日)。

- ・春期 : 平成 22 年 4 月 24 日 (土) から 5 月 31 日 (月) まで
- ・夏期 : 平成 22 年 8 月 7 日 (土) から 8 月 15 日 (日) まで
- ・秋期 : 平成 22 年 9 月 23 日 (木・祝) から 11 月 3 日 (水・祝) まで

(4) 立入認定事務 (立入認定手続きの窓口業務) の引き継ぎ

平成 22 年 1 月 6 日付け環境大臣告示により、指定認定機関として上北山村商工会を指定。平成 22 年 1 月 21 日 (木) から、上北山村商工会が立入認定事務を実施。

(5) 立入認定事務**1) 事務の内容**

上北山村商工会にて、以下の立入認定事務を実施

①事前電話予約の受付 (立入希望日の 3ヶ月前～)

※本年度は平成 22 年 1 月 21 日 (利用調整開始日の 3ヶ月前) から受付開始。

②申請書の接受 (立入希望日の 5 日前まで)

③申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

2) 平成 22 年度からの変更点**○申請から認定までの期間短縮 :**

申請書郵送による申請の場合、窓口への提出期限を「10 日前必着」から「5 日前必着」に短縮。窓口への直接申請の場合、可能な限り前日まで受け付ける。

○立入認定日の変更：

大台ヶ原ドライブウェイの通行止めにより、立入認定日の立入りが著しく困難と認められる場合、同一年度内において一回に限り認定された立入日の変更が可能。

○代表者に対する認定を開始：（詳細は参考資料2）

複数人の団体で利用調整地区に立入る場合、代表者が認定を受け、その他の者（同行者）は代表者の監督の下で立ち入る。

○申請書の記名押印の変更：

申請書の記名押印が、記名押印または署名に変更となった。

（6）事前レクチャー

実施期間：平成22年4月22日（木）から11月30日（火）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム

実施者：環境省（主にふれあいコーディネーターが実施）

時間割：次表のとおり。

<事前レクチャー時間割>

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

（7）巡視

実施期間：平成22年4月23日（金）から11月30日（火）まで毎日

実施者：自然保護官及びアクティブレンジャーなど環境省職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施。

（8）モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続的に調査（モニタリング調査）を行っている。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行った。

(9) 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、昨年度に引き続き、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページや広報資料の配布等により、幅広い普及啓発を実施した。

平成21年度に引き続き、京都御苑における大台ヶ原に関する展示や講演会を実施した(10/9~10/31)。

来年度の利用調整開始に向けて、普及啓発ポスター及びリーフレットを作成し、近鉄主要駅に掲出するとともに、関係機関、全国の山岳連盟、近畿圏の登山用品店等に幅広く配布する予定である。

なお、普及啓発に当たっては、東大台地区が利用調整の対象外であることや西大台利用調整地区に関する制度の変更等についても、あわせて周知した。

(10) 自然ふれあいプログラムの提供等

西大台利用者の安全確保と自然・歴史等に関するインタープリテーションの能力を有するガイドを育成し、西大台における質の高い利用の推進に寄与することを目的として、「西大台ガイドのためのテキスト(仮称)(案)」の作成を行った。テキスト(案)の作成にあたり、3回の編集会議及び1回の現地検討会を実施した。

2. 平成22年度大台ヶ原の利用状況【詳細は参考資料1】

(1) 大台ヶ原の利用動向

平成22年4月22日から11月30日までの大台ヶ原ビジターセンターの調査データを集計し、平成22年度の大台ヶ原の利用者数を推計した。

- ・ 駐車台数から従来の推計式(※1)を用いて算出した平成22年度の利用者数は、157,334人であった(平成21年度:154,310人、平成20年度:147,167人)。
- ・ 月別では、10月の利用者数が最も多く、次いで5月、11月、8月の順であった。
- ・ 曜日別の利用者数の割合は、平日が40.5%、休日が59.5%であった(平成21年度:平日40.6%、休日59.4%)。
- ・ 最も利用者数が多かったのは、10月23日(土)の5,602人であった(平成21年度:9月21日(月・祝)、5,192人)。
- ・ 車両駐車台数では、観光バスが合計417台と前年度より増加している(平成21年度:315台)。

※1:従来の推計式

推計利用者数=観光バス台数×25人+乗用車台数×3人×3回転+二輪車台数×1.5人

(2) 利用者数推計式の検討

平成20、21、22年度の3ヶ年、山上駐車場において、目視による利用者数調査を行い、それを基に利用者数の推計式を再検討した。

- ・ 検討結果に基づき、推計式を以下のように修正した。

<修正後の推計式>

推計利用者数＝観光バス台数×22人＋乗用車台数×2.2人×2回転＋二輪車台数
×1.1人

- ・上記の推計式を用いて算出した平成22年度の大台ヶ原の推計利用者数は、81,615人となった。

3. 西大台利用調整地区の利用実態【詳細は参考資料2】

(1) 立入認定者数

平成22年4月22日から11月30日までの西大台利用調整地区の認定者数等について集計した。

- ・期間中の延べ認定者数は1,708人であった（平成21年度：1,273人）。
- ・立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計1,535人であった（平成21年度：1,123人）。
- ・上限人数に対する認定者の比率は、全体で15.5%であった（平成21年度：11.5%）。
- ・6月の認定者数が平成21年度の2.3倍、10月が1.9倍に増加しており、次年度以降、6月における利用集中期の設定について検討する必要があると考えられる。

(2) 認定関係事務の実施状況

上北山村商工会が行う認定関係事務を通じ、認定手続きの実態について把握した。

- ・予約日から立入日までの日数（立入りの何日前に予約しているか）は「1～2ヶ月前」が最も多く（39.8%）、次いで「5～10日前」（23.8%）が多かった。
- ・認定者数1,708人（申請総数474件）の内、代表者認定が1,193人（215件）69.8%（45.4%）で、個人認定が515人（259件）30.2%（54.6%）であった。

(3) 巡視及び違反者等への指導状況

利用調整期間中、毎日巡視を実施し、無認定立入者への指導等を行った。

- ・指導件数・人数は、平成21年度から若干増加し、違反の未然防止件数・人数はやや減少した。
- ・巡視により、無認定の立入り者合計8件、延べ16人を確認し、注意・指導を行い、利用調整地区からの退出等を指示した（平成21年度はそれぞれ6件、10人）。
- ・無認定で立入ろうとした人、合計20件、延べ35人に対して、入口で注意するなどして、違反の未然防止を行った（平成21年度はそれぞれ22件、46人）。

4. 利用者意識に関するモニタリング調査結果【詳細は参考資料3】

(1) 事前レクチャーに関するアンケート調査

事前レクチャーの内容改善等のため、受講者に対してアンケート調査を実施し、1,199人から回答を得た。

- ・事前レクチャーの満足度に関しては、「長さ」については約9割が「ちょうど良い」と回答した。「内容」については「満足」と回答した人が6割程度を占めたが、「普通」という回答も4割弱あった。「冊子」については「満足」が6割以上を占め、「普通」が3割弱であった。
- ・交通手段は自家用車が最も多かったが、観光バスの割合が大きく増加し、4割程度を占めた。また、受講者の居住地は、これまで大阪府が最も多かったが、今年度は愛知県が最も多くなった。これは、代表者認定の開始により、団体ツアーが増加したこと、及び愛知県のツアー会社による団体ツアーが多数開催されたためであると考えられる。

(2) 西大台の利用に関するアンケート調査

西大台地区利用適正化計画の適正な運用に向けて、西大台利用調整地区における利用者の自然に対する意識や利用マナー、行動内容、満足度等を把握するため、入山者に対してアンケートを実施し、448人から回答を得た。

- ・行動については、西大台歩道を一周する利用者の割合が、昨年度よりも減少した。
- ・入下山時刻が全体的に遅くなる傾向が見られた。
- ・満足度に関しては、7割以上の利用者が満足したと回答しており、概ね良好な結果となった。
- ・利用者のマナーについては、割合は数%と少ないものの、「歩道外での歩行」や「ゴミの投棄」、「植物の採取」などが見られたとの回答があった。
- ・施設については、「ルートが不明瞭で迷いやすい」、「標識に番号や距離、時間の表示を付けて、分かりやすくしてほしい」等の意見が多くみられた。

5. 利用施設に関するモニタリング調査結果【詳細は参考資料4】

(1) 歩道状況調査

西大台利用調整地区の歩道及び過去に立入りが見られた箇所にて定点観測地点を設定し、洗掘、複線化、裸地化等の状況を調査した。

- ・29ヶ所の複線化箇所のうち、18ヶ所で複線化はほぼ解消し、9ヶ所では解消傾向がみられた。また、これらのうち12ヶ所では植生の回復がみられた。
- ・9ヶ所の洗掘箇所のうち、1ヶ所で歩道側面の崩れがみられたが、その他には特に変化はみられなかった。
- ・裸地化定点観測地点（七ツ池）では、一部に植生の回復がみられた。歩道外に立入りが見られた6ヶ所では、全ての箇所にて植生の回復傾向がみられ、道幅の縮小などが確認された。
- ・以上より、利用者数の減少、及びロープ等の設置によるルートの明確化により、歩道の複線化が解消されつつあり、植生も回復しつつあるという傾向が確認され、利用調整による利用圧の減少が示唆された。

平成 22 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

 利用集中期

利用集中期 4/24~5/31、8/7~8/15、9/23~11/3

平成 22 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	13	0	0	4	3	11	1	35	3,500
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	4	18	8	10	10	12	20	11	93	4,650
上記以外の平日	2	0	22	21	17	15	0	18	95	2,850
日数計	9	31	30	31	31	30	31	30	223	-
月別上限人数	560	2,200	1,060	1,130	1,410	1,350	2,100	1,190	-	11,000

平成22年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区のモニタリング評価

1. 「自然環境の状態」に係る評価

西大台利用調整地区モニタリング調査のうち、平成 22 年度に実施した自然環境の状態に関する以下の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で検討した。

利用調整の運用後 3 年が経過したが、植生回復状況はナゴヤ谷では外来種のコヌカグサの被度の減少、蘚苔類の回復、裸地の面積の減少などの変化が見られた。利用調整地区設定以前に利用されており、現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」は、落葉の堆積やミヤコザサの繁茂により、利用調整の運用前に比べ目立たない状況になっていた。また、歩道周辺の希少植物については、昨年度の調査では人為の影響により希少植物の一部に個体数減少が確認されたが、今年度の調査では特に人為による影響は確認されなかった。

これらの結果は利用調整地区を指定したことによる一定の成果であると考えられる。しかし、人の入り込み数が減少したにも関わらず植生回復が見られない箇所もあり、これらの箇所では、別の要因によって植生の回復等が制限されている可能性が考えられる。そのため、今年度より利用調整地区設定以前に利用されており、現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」に簡易防鹿柵を設置し、シカの影響も排除した下での植生の回復状況のモニタリングを開始し、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することとする。

また、利用調整運用後も開拓跡の裸地化地点など、休憩場所として一定の人の利用が続いている箇所もあることから、今後もモニタリングを継続し、評価手法について検討していく。

以上のことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると判断した。

■ 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で評価した「自然環境の状態」に関する調査項目（平成 22 年調査実施分）

調査項目		目的と評価概要
植物	植生調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整による、歩道周辺等における踏圧や種子の持ち込み等による植物相への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、土壌硬度、植被率、国外外来種の植被率に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22 は、定点写真撮影を行った。大台教会下、七ツ池、大和谷上では植生に大きな変化は見られなかった。ナゴヤ谷では蘚苔類の回復が見られた。
	種子等持ち込み状況調査	<p>【目的と指標】</p> <p>利用調整地区内への国外外来種の種子の持ち込み状況を把握することを目的とする。その指標として、靴底等の泥に含まれる外来種に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生調査、植生回復調査等において新たに外来種の侵入が確認されていないことから、今年度は発芽法による調査は実施していない。

調査項目		目的と評価概要
	植生回復調査	<p>【目的と指標】 利用調整による、歩道周辺等における植生の維持および回復状況を把握することを目的とする。その指標として、草本層の植被率と高さに着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22は、Re-1～Re-6において定点写真撮影を行った。 ・ 現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」では、経ヶ峰では落葉が堆積し、踏み分け道が解りづらくなっていた。ナゴヤ谷ではミヤコザサが繁茂しており、踏み分け道は目立たない状況であった。 ・ 人の利用による裸地化地点では、ナゴヤ谷ではコヌカグサの被度が減少し、蘚苔類が回復しており、裸地の面積が減少していた。 ・ 今年度より、現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」に簡易防鹿柵を設置し、シカの影響を排除した下での植生の回復状況をモニタリングする地点を2箇所（Re-7、Re-8）設置し、初期値調査を実施した。今後は草本層の植被率と高さに着目し、植生の回復状況のモニタリングを実施する。
植物	希少植物調査	<p>【目的と指標】 利用調整による、歩道周辺における希少植物の生育環境への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、歩道沿いに分布する希少植物の生育状況に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希少な植物種として指標種に定めた9種について、分布状況、個体数、生育状況等について調査を実施した結果、今年度は特に人為の影響は確認されなかった。
	蘚苔類被度調査	<p>【目的と指標】 利用調整による歩道周辺等における地表性蘚苔類への負荷の軽減度合いを把握することを目的とする。その指標として、被度等の群落動態に着目する。</p> <p>【評価概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 群落面積の減少も一部に見られるが、個別局所的と考えられ、影響の原因としては歩道掘削による流水や積雪の崩れ、あるいは踏み込みが少なくなったことによる落ち葉の堆積、シカなどによる攪乱などであり、人の踏圧による影響と判別されるものはなかった。

調査項目		目的と指標
動物	土壌動物調査	<p>※H22は調査を実施していない。次回調査はH24に実施する。</p> <p>【目的と指標】 利用調整による土壌動物群集の生息環境への負荷軽減度合いを把握することを目的とする。その指標としてトビムシとササラダニに着目する。</p>
	鳥類調査	<p>※H22は調査を実施していない。次回調査はH24に実施する。</p> <p>【目的と指標】 西大台における繁殖鳥類群集が良好な状態で保たれていることを把握することを目的とする。その指標として、鳥類の繁殖状況に着目する。調査は、自然再生推進計画のモニタリング調査のうち野生動物に関する植生タイプ別調査におけるテリトリーマッピング調査結果を活用する。</p>

調査項目	評価概要
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生調査地点における定点写真撮影によると、ナゴヤ谷ではコヌカグサの被度が減少し、蘚苔類の回復が見られた。 ・ 植生回復調査地点における定点写真撮影によると、現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」では、経ヶ峰では落葉が堆積し、踏み分け道が解りづらくなっていた。ナゴヤ谷ではミヤコザサが繁茂しており、踏み分け道は目立たない状況であった。人の利用による裸地化地点では、ナゴヤ谷ではコヌカグサの被度が減少し、蘚苔類が回復しており、裸地の面積が減少していた。 ・ 植生調査、植生回復調査等において新たに外来種の侵入は確認されなかった。 ・ 植生調査地点、植生回復地点全ての地点において、大きな植生の劣化等は見られなかった。 ・ 希少な植物種として指標種に定めた9種について、分布状況、個体数、生育状況等について調査を実施した結果、今年度は特に人為の影響は確認されなかった。 ・ 蘚苔類被度調査では、人の影響による群落の減少は確認されなかった。 ・ これらの結果は利用調整地区を指定したことによる一定の成果であると考えられる。しかし、人の入り込み数が減少したにも関わらず、大きな変化が見られない箇所については、別の要因によって植生の回復等が制限されている可能性が考えられる。そのため、今年度より現在は歩道として利用されていない「人の利用による踏み分け道」に簡易防鹿柵を設置し、シカの影響を排除した元での植生の回復状況のモニタリングを開始し、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することとする。 ・ 利用調整の運用後も開拓跡の裸地化地点など、休憩場所として一定の人の利用が続いている箇所もある。 ・ 以上のことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると判断した。

2. 「利用の在り方」に係る評価

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画に基づき、平成 22 年度西大台利用調整地区モニタリング調査を実施し、利用の在り方に関する下記の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で検討した。

利用調整運用後 3 年が経過しているが、現在、人の利用による影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めている。このため、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については、変更せず、継続させることが必要であると考えられる。

記

■大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で評価する「利用の在り方」に関する調査項目及び評価概要

調査項目		評価概要
利用実態	認定関係事務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 1 月 21 日より指定認定機関として上北山村商工会が立入認定事務を実施した。 開山期間中の立入認定者数は、合計 1,708 人であった。 延べ上限人数 (11,000 人) に対する比率は 15.5% で、平成 21 年度 (11.5%) から 4.0% 上昇した。 利用集中を防ぐ効果が見られている。
	巡視及び違反者等への指導状況	<ul style="list-style-type: none"> 無認定立入者への指導は 16 人 (一月あたり 2.3 人) と平成 21 年度の 10 人 (一月あたり 1.4 人) より増加している。 無認定立入者に対して巡視により発見し、制度を説明して退出を指示する等、適切に指導を行っている。無認定立入者を更に減らしていくため、引き続き巡視を徹底する必要がある。
利用者意識	事前レクチャーに関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> レクチャーの長さ、内容、配付冊子に関しては、過半数の受講者が満足と回答しており、不満足との回答は少なかった。
	西大台利用調整地区利用後のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区への満足度について 7 割以上の利用者が満足と回答し、再訪の意向を示したことから、利用調整地区制度への評価は概ね高いと考えられる。 わずかながら歩道外での歩行やゴミの投棄等の問題行動が目撃されている。引き続き利用マナー徹底等の対策が求められる。
利用施設	歩道現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区における利用者数の減少及びロープ柵の設置等によって、歩道の複線化は解消されつつある。植生についても、回復傾向が確認された。 全体として、複線化箇所や歩道周囲の植生が少しずつ回復しており、利用調整地区の指定によって、利用者による影響が緩和されていると考えられた。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 休憩・食事場所等の固定化により、植生の回復が進んでいない箇所がみられるため、今後検討していく必要があると考えられる。

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について

○12 ページ、19～20 行「代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、事前レクチャー受講時に提出すること。」を「代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、申請時に提出すること。」に変更する。

＜理由＞

- ・子供の事務手数料を設定したことから、事前に名簿の提出を求め認定手数料の確認を行うことが必要となったため。
- ・当該年度にレクチャーを受講し、同行者名簿の備考欄に一番最近の認定証の日付と番号を記載した者については、次回レクチャーは免除されることとなっているが、事前に名簿の提出がなければ確認作業に時間を要するため。

＜参考＞

西大台利用調整地区立入認定 同行者名簿

番号	住所	(ふりがな) 氏名	年齢※ ¹	性別	備考※ ²
1 代表者	都道 市区 府県 町村				
2	都道 市区 府県 町村				
3	都道 市区 府県 町村				
4	都道 市区 府県 町村				
5	都道 市区 府県 町村				
6	以下省略				
7					
8					
9					
10					

(記載上の注意事項)

※¹ 立入希望日に小学生以下の者については、「子」と記入してください。

※² 当該年度にレクチャーを受講し、備考欄に一番最近の認定証の日付と番号を備考欄に記載した者については、次回レクチャーは免除されます。ただし、この場合であってもレクチャー会場で確認を受けてからの立入りとなりますのでご注意ください。

平成 23 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

1 利用調整を行う期間

平成 23 年 4 月 22 日（金）から 11 月 30 日（水）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

○ 利用集中期の土日祝日 : 100人

○ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

○ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで。

3 利用集中期（カレンダー参照）

過去の^①大台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

○ 春期：平成 22 年 4 月 23 日（土）から 6 月 19 日（日）まで

○ 夏期：平成 22 年 8 月 6 日（土）から 8 月 16 日（火）まで

○ 秋期：平成 22 年 9 月 23 日（金・祝）から 11 月 3 日（木・祝）まで

〔変更点〕

・平成 22 年度の西大台利用調整地区モニタリング結果等を踏まえ、平成 23 年度については、6 月 1 日から 6 月 19 日までの期間についても利用集中期に変更する。

4 指定認定機関

上北山村商工会が、指定認定機関として、引き続き立入認定事務を行う。平成 23 年度の立入については、平成 23 年 1 月 24 日（月）から受付を開始している。

〔変更点〕

○立入認定申請におけるインターネットの活用：

インターネットによる事前予約の受付および予約状況に関する情報提供を行い、利用者の利便性向上を図る。

○事務手数料の変更：

子ども手数料（500 円）の設定を行った。平成 23 年度の前予約から運用を開始している。

5 事前レクチャー

実施期間：平成23年4月22日（金）から11月30日（水）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者：環境省（主にふれあいコーディネーターが実施）

時間割：以下の時間割を予定。

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

※レクチャー場所に関する検討：

小処温泉方面からの入山を可能にするため、事前レクチャーの実施場所及び方法について検討する。

6 巡視

実施期間：平成23年4月22日（金）から11月30日（水）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

7 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施する。調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行う。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

8 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き報道機関への情報提供・取材協力、ホームページの運用や広報資料の配布、展示会への参加等による幅広い普及啓発を実施する。

普及啓発の実施に当たっては、東大台地区が利用調整の対象外であることや、インターネットによる事前予約の開始などの西大台利用調整地区における制度の変更等について、周知するよう十分に配慮する。

9 自然ふれあいプログラムの提供等

西大台利用者の安全確保と自然・歴史等に関するインタープリテーション能力を備えたガイドの育成へ向け、今年度作成した「西大台ガイドのためのテキスト（仮称）（案）」を関係機関等に配布するとともに、勉強会等の開催について検討する。

10 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会に報告を行うとともに、ホームページにより公表する。

平成 23 年度 利用集中期の設定 (案)

4月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

 利用集中期

※ 利用調整期間 4/22～11/30 (冬季通行止めの期日により変更あり)
 利用集中期 4/23～6/19、8/6～8/15、9/23～11/3 計 110 日

大台ヶ原の利用動向

1. 利用者数の経年比較

大台ヶ原山上駐車場における正午時点の車両駐車台数（ビジターセンター調べ）をもとに、平成 22 年 4 月 22 日から 11 月 30 日までの推計利用者数（以下、「利用者数」とする）を算出し、過年度のデータと比較した。

(1) 車両駐車台数の推移

平成 22 年度の正午時点における駐車台数の合計は、観光バス 417 台、乗用車 16,042 台、二輪車 1,687 台であった（平成 21 年度：観光バス 315 台、乗用車 15,949 台、二輪車 1,929 台）。

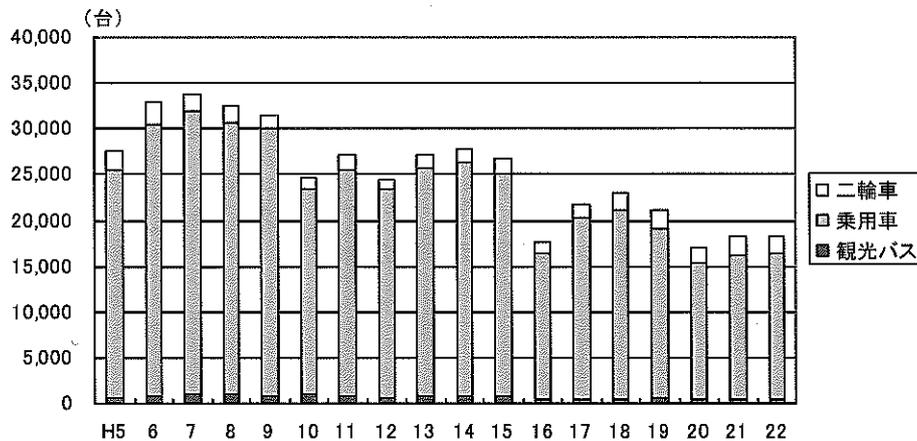


図 1 車両種類別に見た正午における駐車台数の推移

(2) 推計利用者数の推移

平成 22 年度の大台ヶ原の年間利用者数は、157,334 人であった。なお、平成 21 年度の利用者数は 154,310 人、平成 20 年度の利用者数は 147,167 人であった。

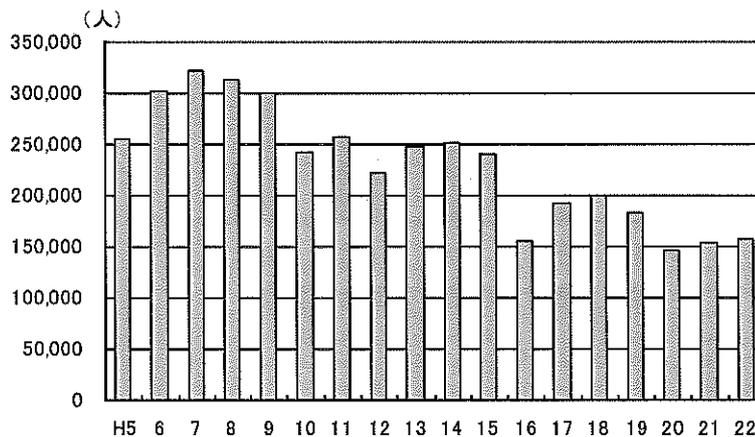


図 2 大台ヶ原の利用者数の推移

¹ 推計利用者数は、正午時点の駐車台数を基に、以下の式で算出した。

$$\text{推計利用者数} = \text{観光バス台数} \times 25 \text{人} + \text{乗用車台数} \times 3 \text{人} \times 3 \text{回転} + \text{二輪車台数} \times 1.5 \text{人}$$

(3) 月別利用者数

過去5年間について、月別利用者数の推移をみると、平成19年度を除いて、10月が最も利用者数が多く、次いで5月、8月、11月の利用者が多くなっている。平成22年度については、10月の利用者数が最も多く（計40,154人：全体の25.5%）、次いで5月（計24,902人：15.8%）、11月（計24,298人：15.4%）8月（計21,930人：13.9%）の順となっている。

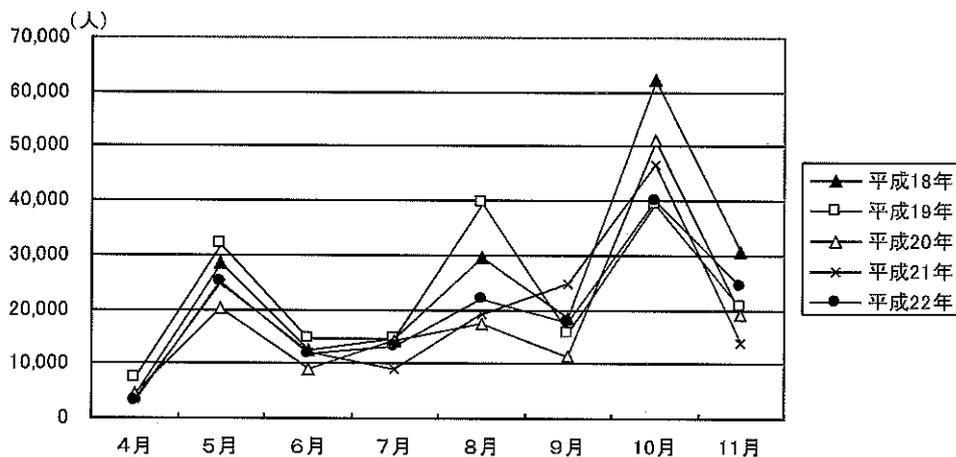


図3 月別利用者数の推移

(4) 曜日別利用者数

平成22年度の、平日と休日（土日祝日）の利用者数の割合は、平日が40.5%、休日が59.5%であった。

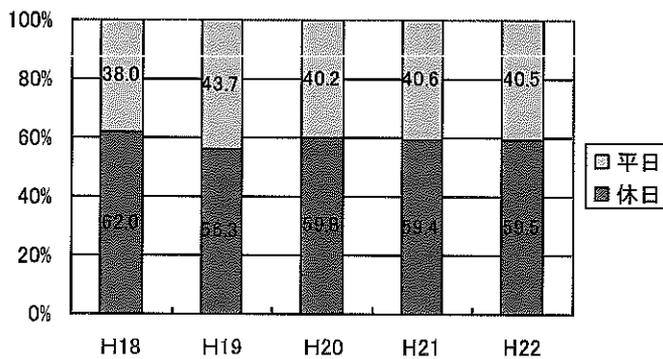


図4 曜日別利用者数割合の推移

(5) 日別利用者数

日別の利用者数は下図の通りである。最も利用者数が多かったのは、10月23日(土)の5,602人(全体の3.6%)であった。なお、平成21年度で最も利用者数が多かったのは、9月21日(月・祝)の5,192人であった。

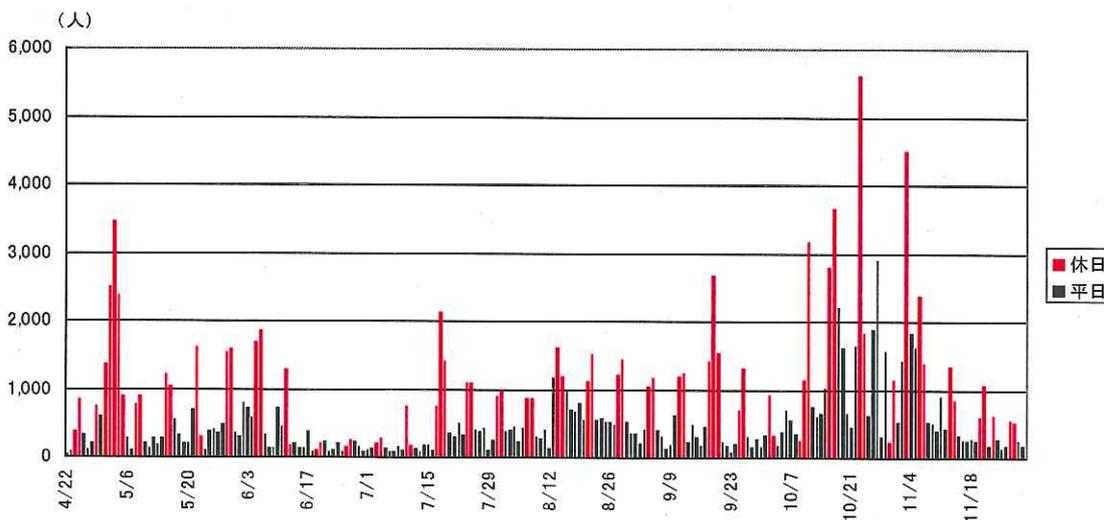


図5 平成22年度日別利用者数

2. 利用者数推計式の検討

大台ヶ原の利用者数の推計をより高い精度で行うため、平成20、21、22年度の3ヶ年、計30日間、山上駐車場において目視によるカウント調査を行い、それを基に推計式を再検討した。その結果、推計式の係数を以下のように修正した。

<修正後の推計式>

$$\text{推計利用者数} = \text{観光バス台数} \times 22 \text{人} + \text{自動車台数} \times 2.2 \text{人} \times 2 \text{回転} + \text{二輪車台数} \times 1.1 \text{人}$$

また、上記の新たな推計式を用いて、平成22年度の大台ヶ原の推計利用者数を算出すると、81,615人となった。

平成 22 年度西大台利用調整地区の利用実態等

1. 西大台利用調整地区の立入認定者数等

(1) 日別認定者数

平成 22 年 4 月 22 日から 11 月 30 日まで (223 日間) の日別の認定者数は、下図の通りである。最も認定者数が多かったのは、10 月 17 日 (日) の 82 人であった (平成 21 年度: 5 月 24 日 (日)、50 人)。また、認定者数が 0 の日は、223 日間で 76 日間あり、その割合は 34.1%であった (平成 21 年度: 224 日間で 59 日間、26.3%)。また、認定者数が上限に達した日は、6 月 10 日 (木) (上限 30 人) のみであったが、申請を断った日が 6 月に 3 日、8 月に 1 日、10 月に 3 日あった。なお、各日の認定者数については、表 4 にまとめた。

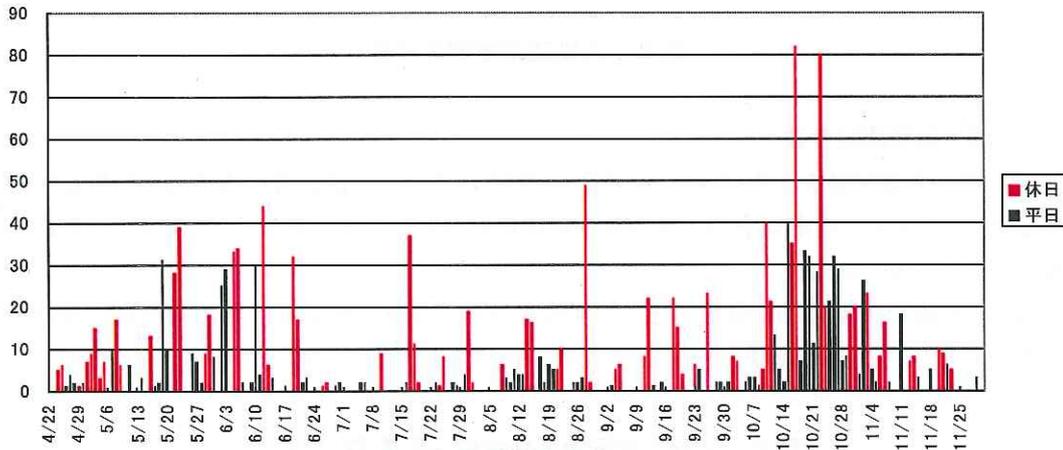


図 1 日別認定者数

(2) 月別認定者数

月別の認定者数を下表にまとめた。期間中の延べ認定者数は 1,708 人で、平成 21 年度の 1,273 人から 435 人増加した。また、立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 1,535 人であった。延べ上限人数に対する認定者数の比率は平均 15.5%で、昨年度の 11.5%から 4.0%上昇した。

認定者数が最も多かった月は、10 月の 615 人、次いで 6 月の 273 人、5 月の 260 人であった。認定者数が最も少なかったのは、4 月を除くと、7 月の 102 人、次いで 9 月の 124 人であった。

表 1 月別認定者数

月	認定者数①	キャンセル数②	推定立入人数 (①-②)	延べ上限人数③	上限に対する比率(%) (①÷③×100)
4月	(51) 21	(8) 0	(43) 21	(570) 560	(8.9) 3.8
5月	(324) 260	(26) 57	(298) 203	(2,200) 2,200	(14.7) 11.8
6月	(118) 273	(11) 33	(107) 240	(1,060) 1,060	(11.1) 25.8
7月	(86) 102	(12) 6	(74) 96	(1,110) 1,130	(7.7) 9.0
8月	(137) 153	(30) 1	(107) 152	(1,430) 1,410	(9.6) 10.9
9月	(87) 124	(3) 7	(84) 117	(1,280) 1,350	(6.8) 9.2
10月	(332) 615	(46) 52	(286) 563	(2,050) 2,100	(16.2) 29.3
11月	(138) 160	(14) 17	(124) 143	(1,400) 1,190	(9.9) 13.4
合計	(1,273) 1,708	(150) 173	(1,123) 1,535	(11,100) 11,000	(11.5) 15.5

※ 1 : ()内は、平成 21 年度の認定者数等の値

※ 2 : 平成 22 年度の 4 月は 4/22~4/30 の 9 日間。平成 21 年度の 4 月は 4/21~4/30 の 10 日間

月別認定者数を、平成 21 年度と比較すると、4月と5月を除く全ての月で認定者数が増加している。特に、6月の認定者数は2.3倍、10月は1.9倍と大きく増加している。

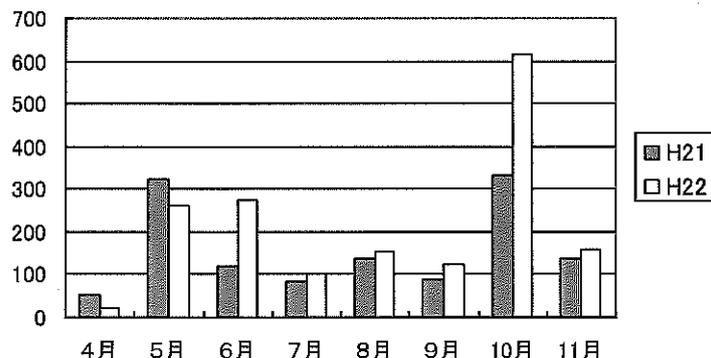


図 2 月別認定者数の比較

(3) 上限人数別認定者数

上限人数別の認定数を下表に示した。延べ上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では 17.4%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では 19.4%、それら以外の平日では 6.8%であった。

平成 21 年度の同期間と比較すると、いずれも比率が上昇しており、特に利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では、11.7%から 19.4%と大きく上昇している。

表 2 上限人数別の認定者数 (平成 22 年度)

	一日あたり の上限人数	平成22年 度の日数	延べ上限 人数①	認定者数 ②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	35	3,500	610	17.4
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	93	4,650	903	19.4
上記以外の平日	30	95	2,850	195	6.8
合計	—	223	11,000	1,708	15.5

※平成 22 年度の利用集中期は、4/24～5/31、8/7～8/15、9/23～11/3

表 3 上限人数別の認定者数 (平成 21 年度)

	一日あたり の上限人数	平成21年 度の日数	延べ上限 人数①	認定者数 ②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	36	3,600	580	16.1
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	93	4,650	546	11.7
上記以外の平日	30	95	2,850	147	5.2
合計	—	224	11,100	1,273	11.5

※平成 21 年度の利用集中期は、4/25～5/31、8/8～8/16、9/26～11/8

表4 日別認定者数等一覧

4月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水					
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水					
22	木	0	0	0	0	30
23	金	0	0	0	0	30
24	土	5	5	0	0	100
25	日	6	6	0	0	100
26	月	1	1	0	0	50
27	火	4	4	0	0	50
28	水	2	2	0	0	50
29	木祝	1	1	0	0	100
30	金	2	2	0	0	50
計		21	21	0	0	560

5月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	土	7	7	0	0	100
2	日	9	9	0	0	100
3	月	15	14	0	1	100
4	火祝	3	3	0	0	100
5	水祝	7	7	0	0	100
6	木	0	0	0	0	50
7	金	10	8	0	2	50
8	土	17	17	0	0	100
9	日	6	5	0	1	100
10	月	0	0	0	0	50
11	火	6	4	0	2	50
12	水	0	0	0	0	50
13	木	0	0	0	0	50
14	金	3	3	0	0	50
15	土	0	0	0	0	100
16	日	13	13	0	0	100
17	月	1	1	0	0	50
18	火	2	1	1	0	50
19	水	31	0	0	31	50
20	木	10	10	0	0	50
21	金	0	0	0	0	50
22	土	28	24	0	4	100
23	日	39	25	0	14	100
24	月	0	0	0	0	50
25	火	0	0	0	0	50
26	水	9	9	0	0	50
27	木	7	7	0	0	50
28	金	2	2	0	0	50
29	土	9	9	0	0	100
30	日	18	17	0	1	100
31	月	8	7	0	1	50
計		260	202	1	57	2,200

6月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	火	0	0	0	0	30
2	水	25	25	0	0	30
3	木	29	29	0	0	30
4	金	0	0	0	0	30
5	土	33	33	0	0	50
6	日	34	34	0	0	50
7	月	2	2	0	0	30
8	火	0	0	0	0	30
9	水	2	2	0	0	30
10	木	30	30	0	0	30
11	金	4	4	0	0	30
12	土	44	42	0	2	50
13	日	6	3	0	3	50
14	月	3	3	0	0	30
15	火	0	0	0	0	30
16	水	0	0	0	0	30
17	木	1	1	0	0	30
18	金	0	0	0	0	30
19	土	32	6	0	26	50
20	日	17	16	0	1	50
21	月	2	2	0	0	30
22	火	3	3	0	0	30
23	水	0	0	0	0	30
24	木	0	0	0	0	30
25	金	0	0	0	0	30
26	土	1	1	0	0	50
27	日	2	2	0	0	50
28	月	0	0	0	0	30
29	火	1	0	0	1	30
30	水	2	2	0	0	30
計		273	240	0	33	1,060

7月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	木	0	0	0	0	30
2	金	0	0	0	0	30
3	土	0	0	0	0	50
4	日	0	0	0	0	50
5	月	2	2	0	0	30
6	火	2	2	0	0	30
7	水	0	0	0	0	30
8	木	0	0	0	0	30
9	金	0	0	0	0	30
10	土	9	9	0	0	50
11	日	0	0	0	0	50
12	月	0	0	0	0	30
13	火	0	0	0	0	30
14	水	0	0	0	0	30
15	木	0	0	0	0	30
16	金	2	2	0	0	30
17	土	37	34	0	3	50
18	日	11	11	0	0	50
19	月祝	2	2	0	0	50
20	火	0	0	0	0	30
21	水	0	0	0	0	30
22	木	0	0	0	0	30
23	金	2	2	0	0	30
24	土	1	1	0	0	50
25	日	8	6	0	2	50
26	月	0	0	0	0	30
27	火	2	2	0	0	30
28	水	1	1	0	0	30
29	木	0	0	0	0	30
30	金	4	4	0	0	30
31	土	19	18	0	1	50
計		102	96	0	6	1,130

8月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	日	2	2	0	0	50
2	月	0	0	0	0	30
3	火	0	0	0	0	30
4	水	0	0	0	0	30
5	木	0	0	0	0	30
6	金	0	0	0	0	30
7	土	0	0	0	0	100
8	日	6	6	0	0	100
9	月	3	3	0	0	50
10	火	2	2	0	0	50
11	水	5	5	0	0	50
12	木	4	4	0	0	50
13	金	4	4	0	0	50
14	土	17	17	0	0	100
15	日	16	16	0	0	100
16	月	0	0	0	0	30
17	火	8	8	0	0	30
18	水	2	2	0	0	30
19	木	6	6	0	0	30
20	金	5	5	0	0	30
21	土	5	5	0	0	50
22	日	10	9	0	1	50
23	月	0	0	0	0	30
24	火	0	0	0	0	30
25	水	2	0	2	0	30
26	木	2	2	0	0	30
27	金	3	3	0	0	30
28	土	49	49	0	0	50
29	日	2	2	0	0	50
30	月	0	0	0	0	30
31	火	0	0	0	0	30
計		153	150	2	1	1,410

9月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水	0	0	0	0	30
2	木	0	0	0	0	30
3	金	1	1	0	0	30
4	土	5	4	1	0	50
5	日	6	5	0	1	50
6	月	0	0	0	0	30
7	火	0	0	0	0	30
8	水	0	0	0	0	30
9	木	0	0	0	0	30
10	金	0	0	0	0	30
11	土	8	8	0	0	50
12	日	22	22	0	0	50
13	月	1	1	0	0	30
14	火	0	0	0	0	30
15	水	2	2	0	0	30
16	木	0	0	0	0	30
17	金	0	0	0	0	30
18	土	22	20	0	2	50
19	日	15	11	4	0	50
20	月祝	4	4	0	0	50
21	火	0	0	0	0	30
22	水	0	0	0	0	30
23	木祝	6	2	0	4	100
24	金	5	5	0	0	50
25	土	0	0	0	0	100
26	日	23	23	0	0	100
27	月	0	0	0	0	50
28	火	2	2	0	0	50
29	水	2	2	0	0	50
30	木	0	0	0	0	50
計		124	112	5	7	1,350

10月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	金	2	2	0	0	50
2	土	8	7	1	0	100
3	日	7	5	0	2	100
4	月	0	0	0	0	50
5	火	2	2	0	0	50
6	水	3	3	0	0	50
7	木	3	2	0	1	50
8	金	1	0	1	0	50
9	土	5	0	1	4	100
10	日	40	35	1	4	100
11	月祝	21	19	0	2	100
12	火	13	12	0	1	50
13	水	5	4	1	0	50
14	木	2	1	1	0	50
15	金	40	39	1	0	50
16	土	35	26	4	5	100
17	日	82	78	0	4	100
18	月	7	7	0	0	50
19	火	33	33	0	0	50
20	水	32	27	0	5	50
21	木	11	9	0	2	50
22	金	28	25	3	0	50
23	土	80	72	4	4	100
24	日	20	16	2	2	100
25	月	21	19	0	2	50
26	火	32	31	1	0	50
27	水	29	29	0	0	50
28	木	7	7	0	0	50
29	金	8	8	0	0	50
30	土	18	9	1	8	100
31	日	20	14	0	6	100
計		615	541	22	52	2,100

11月						
日	曜日	認定者数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	月	4	4	0	0	50
2	火	26	26	0	0	50
3	水祝	23	18	0	5	100
4	木	5	5	0	0	30
5	金	2	2	0	0	30
6	土	8	8	0	0	50
7	日	16	12	4	0	50
8	月	2	2	0	0	30
9	火	0	0	0	0	30
10	水	0	0	0	0	30
11	木	18	18	0	0	30
12	金	0	0</			

(4) 事前レクチャーの実施状況

平成 22 年度の立入認定者に対する事前レクチャーの実施状況について下表にまとめた。認定者 1,708 人の内、複数回認定により受講を免除された人が 34 人、立入をキャンセルした人が 173 人おり、レクチャー受講者は 1,501 人であった。

認定者数に対するレクチャー受講者数、免除者数、キャンセル数の比率は、それぞれ、87.9%、2.0%、10.1%である（平成 21 年度：80.1%、8.1%、11.8%）。

表 5 レクチャー受講者数等

	認定者数	レクチャー 受講者数	受講免除者 数	キャンセル 数
4月	21	21	0	0
5月	260	202	1	57
6月	273	240	0	33
7月	102	96	0	6
8月	153	150	2	1
9月	124	112	5	7
10月	615	541	22	52
11月	160	139	4	17
合計	1,708	1,501	34	173

(5) 利用集中期の設定に関する検討

西大台利用調整地区では、4～5月、8月中旬、9月下旬～11月初頭を利用集中期と定めて、上限人数を土日祝日は100人、平日は50人としている。しかし、本年度は、利用集中期が設定されていない6月の認定者数が、過年度に比べて非常に多く、申請を断ったことも生じたことから、利用集中期の設定に関して以下の検討を行った。

1) 認定者数の推移

平成19～22年度における、認定者数及び上限に対する認定者数の比率の推移について、表6にまとめた。その結果、平成22年度には6月及び10月の認定者数が、過年度に比べて大きく増加しており、6月の認定者数は平成21年度の2.3倍、10月は平成21年度の1.9倍となっている。

次に、6月の認定者数を上旬・中旬・下旬に分けて、表7に示した。その結果、上旬及び中旬の認定者数が、大きく増加しており、下旬については過年度より減少していることが分かる。

表6 月別認定者数の推移

	認定者数 (上限に対する比率)			
	H19	H20	H21	H22
4月		55 (11.2)	51 (8.9)	21 (3.8)
5月		222 (10.6)	324 (14.7)	260 (11.8)
6月		174 (15.4)	118 (11.1)	273 (25.8)
7月		88 (7.9)	86 (7.7)	102 (9.0)
8月		127 (8.9)	137 (9.6)	153 (10.9)
9月	67 (5.4)	85 (6.9)	87 (6.8)	124 (9.2)
10月	250 (12.5)	304 (15.2)	332 (16.2)	615 (29.3)
11月	135 (11.6)	233 (18.1)	138 (9.9)	160 (13.4)
合計	452 (10.3)	1288 (11.9)	1273 (11.5)	1708 (15.5)

表7 6月の認定者数の推移

		認定者数		
		H20	H21	H22
6月	上旬	119 (29.0)	61 (17.9)	155 (45.6)
	中旬	38 (11.2)	40 (11.1)	107 (28.2)
	下旬	17 (4.5)	17 (4.7)	11 (3.2)
	計	174 (15.4)	118 (11.1)	273 (25.8)

※上旬1～10日、中旬11～20日、下旬21～30日とした。

2) 申請を断った日及び件数

本年度において、上限人数に近いが、または上限に達したため、申請を断った日、件数、及び各日の認定者数と上限人数について、表8にまとめた。本年度は、申請を断った日が、7日・計20件あり、その内、6月が3日・計7件、8月が1日・計2件、10月が3日・計11件であった。

表8 申請を断った日及び件数（平成22年度）

	申請を断った日	断った件数	認定者数	上限人数
6月	6/3(木)	3	29	30
	6/10(木)	3	30	30
	6/12(土)	1	44	50
	計	7	—	—
8月	8/28(土)	2	49	50
10月	10/15(金)	3	40	50
	10/17(日)	6	82	100
	10/23(土)	2	80	100
	計	11	—	—
計	—	20	—	—

3) ツアー会社による申請の状況

本年度は、代表者認定が開始され、474件の申請のうち26件(5.5%)がツアー会社による申請であった。

ツアー会社による申請の増加は、認定者数の状況に大きく影響すると考えられるため、本年度に西大台利用調整地区において最も多くツアーを実施した愛知県のA社に対して聞き取り調査を行い、本年度のツアーの開催状況、及び来年度の開催予定について下表にまとめた。

A社は、本年度から西大台利用調整地区でツアーを開催しており、6月に5回・計130人、10月に7回・計121人、11月に1回・計20人、年間で13回・計271人のツアーを実施した。6、10、11月に集中的にツアーを開催した理由としては、6月は東大台のシャクナゲの開花に合わせたため、10、11月は紅葉の時期に合わせたためであるとしている。

また、来年度は、本年度よりも多い、20回・計520人のツアー開催を予定しており、その内、6月が6回・156人、10月も6回・156人となっている。

表9 A社による本年度のツアーの開催状況

月	日	申請人数 (うち引率者数)
6月	6/3(木)	30 (2)
	6/6(日)	29 (3)
	6/10(木)	29 (3)
	6/12(土)	27 (3)
	6/20(日)	15 (2)
	6月計	130 (13)
10月	10/12(火)	8 (1)
	10/17(日)	27 (3)
	10/19(火)	8 (1)
	10/23(土)	28 (3)
	10/25(月)	17 (2)
	10/27(水)	25 (3)
	10/29(金)	8 (1)
10月計	121 (14)	
11月	11/2(火)	20 (2)
計		271 (29)

表10 A社による来年度のツアーの開催予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
ツアー回数		3	6		3		6	2	20
人数		78	156		78		156	52	520

4) モニタリング調査の状況

歩道状況調査（詳細は参考資料4）の結果から、歩道の複線化は解消されつつあり、裸地化箇所の植生も回復しつつあるという傾向が確認された。また、植生調査の結果から、調査地点の全てで、「蘚苔類の回復がみられた」、「特に変化はみられない」との確認がされている。よって、定点観測地点でのモニタリング調査の結果からは、現時点で人による利用圧の影響は軽減されているといえる。

5) 平成 23 年度の利用集中期の設定（案）

本年度から6月及び10月の認定者数が増加したのは、代表者認定の開始により、この時期の団体ツアーが増加したことが原因であると考えられる。来年度も6月及び10月に多くのツアーが実施されると考えられ、申請を断る事態が生じることが懸念される。

そのため、平成 23 年度は、4月下旬～5月に設定されている利用集中期を拡大し、以下のよう
に利用集中期を設定することが適当であると考えられる。

表 11 平成 23 年度 利用集中期の設定（案）

4月							5月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3							1
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

6月							7月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5					1	2	3
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31

8月							9月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28	29	30		

10月							11月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
					1	2		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
31													

利用集中期

※ 利用調整期間 4/22～11/30（冬季通行止めの期日により変更あり）

利用集中期 4/23～6/19、8/6～8/15、9/23～11/3 計 110 日

2. 認定関係事務の実施状況

(1) 予約日から立入日までの日数（何日前から予約しているか）

1,708人の認定者の内、「1～2ヶ月前」が681人と最も多く、39.9%を占めた。また、本年度から、申請書の提出期限が10日前から5日前までに短縮されたが、「5～10日前」も406人、23.8%と多くなっている。

また、5日以内（商工会窓口で直接申請など）は、76人で、4.4%であった。

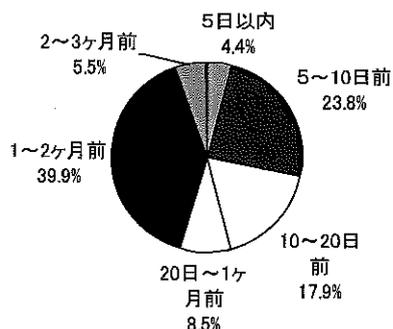


図3 予約日から立入日までの日数

(2) 代表者認定・個人認定の状況等

本年度より代表者に対する認定が開始されたが、認定者数1,708人（申請総数474件）の内、代表者認定が1,193人（215件）69.8%（45.4%）で、個人認定が515人（259件）30.2%（54.6%）であった。また、1グループ当りの人数については、1～5人が792人（369件）46.4%（77.8%）、6～10人が916人（105件）53.6%（22.2%）であった。

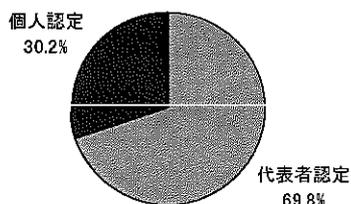


図4 代表者認定と個人認定の比率

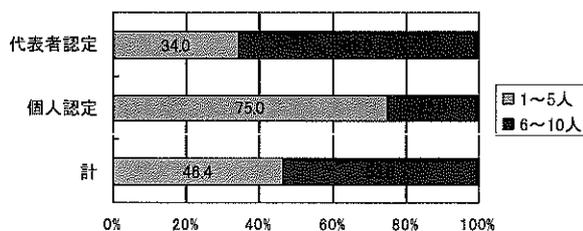


図5 1グループ当りの人数

3. 巡視及び違反者等への指導状況

(1) 巡視の実施状況

平成 22 年度は、利用調整期間の内、4 月 23 日から 11 月 30 日までの間、雨量規制によりドライブウェイが通行止めとなった日などを除いて、毎日巡視を実施した。平成 22 年度の推定立入人数、及び巡視中の立入者の確認人数等を下表にまとめた。巡視中に立入者を確認した割合は、83.3%であった（平成 21 年度：77.1%）。

表 12 巡視における立入者の確認状況

月	推定立入人数①		確認人数②		確認割合(%) (②/①×100)	
4月	(43)	21	(25)	11	(58.1)	52.4
5月	(298)	203	(252)	190	(84.6)	93.6
6月	(107)	240	(93)	237	(86.9)	98.8
7月	(74)	96	(62)	89	(83.8)	92.7
8月	(107)	152	(95)	130	(88.8)	85.5
9月	(84)	117	(27)	101	(32.1)	86.3
10月	(286)	563	(216)	520	(75.5)	92.4
11月	(124)	143	(96)	112	(77.4)	78.3
合計	(1,123)	1,535	(866)	1,278	(77.1)	83.3

※（ ）内は平成 21 年度の値

(2) 違反者等への指導の状況

西大台利用調整地区における違反者等への指導等の状況について、下表にまとめた。平成 22 年度の無認定立入者への指導件数は、計 8 件・延べ 16 人であった（平成 21 年度：計 6 件・延べ 10 人）。無認定立入者に対しては、制度説明や注意の上、利用調整地区からの退去を求めており、いずれの場合も違反者は指導に従って退去している。

利用調整地区に入ろうとしている人に入口で注意するなどして、無認定立入の未然防止を行った件数は、計 20 件・延べ 35 人であった（平成 21 年度：計 22 件・延べ 46 人）。

また、ドライブウェイにおいて、運転者不在の路上駐車車両を確認した件数が、計 98 件あった（平成 21 年度：計 63 件）。

表 13 違反者等への指導の状況

月	区域内における無認定立入者への指導		入口等での無認定立入の防止				ドライブウェイにおける駐車車両の確認件数			
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数		
4月	(3)	0	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(3)	2
5月	(1)	3	(1)	3	(4)	6	(6)	9	(8)	16
6月	(0)	1	(0)	5	(0)	4	(0)	6	(10)	12
7月	(0)	0	(0)	0	(3)	6	(6)	15	(8)	14
8月	(0)	2	(0)	2	(2)	1	(3)	1	(13)	13
9月	(1)	0	(4)	0	(1)	2	(2)	2	(10)	14
10月	(1)	0	(2)	0	(9)	1	(22)	2	(7)	17
11月	(0)	2	(0)	6	(3)	0	(7)	0	(4)	10
合計	(6)	8	(10)	16	(22)	20	(46)	35	(63)	98

※1：（ ）内は、平成 21 年度の値

※2：ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において駐車車両の確認を行った。

表 14 違反者等に対する指導一覧

日付	曜日	注意の内容等	住所氏名の確認
5/3	月	開拓分岐と展望台の中間で、小処方面から入山した違反者1名を確認。利用調整地区制度について説明し、退去するよう指導した。	○
5/8	土	大台教会付近で、歩道から100mほど離れた所に入り、写真撮影をしている違反者1名を確認。退去するよう指導した。	
5/12	水	ドライブウェイ4.7km付近で、地区内に入り写真撮影をしている違反者1名を確認。すぐに退去してもらい、制度について説明した。	
6/24	木	経ヶ峰付近で地区内に入り、写真撮影をしている違反者5名を確認。すぐに退去してもらった。利用調整地区について知らなかったとのことだったので、リーフレットを渡して制度説明を行った。	
8/8	日	中ノ谷木橋付近で違反者1名を確認。利用調整地区について知らなかったとのことだったので、リーフレットを渡して制度説明し、退去するよう指導した。	○
8/28	土	赤い吊橋東側で違反者1名を確認。	○
11/4	木	展望台分岐付近で違反者2名を確認。退去するよう指導した。	
		ヤマト谷～七ツ池間で違反者4名を確認。利用調整地区について知らずに、ドライブウェイから入山したとのことだったので、ビジターセンターまで同行し、そこで指導を行った。	

利用者意識等に関するアンケート調査結果

1. 事前レクチャーに関するアンケート調査

1-1. 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主としてその場で回収した。アンケート回収数は 1,199 であった。

1-2. 調査結果

(1) 事前レクチャー受講者の属性

1) 受講者の性別

受講者の性別は男性が 49.4%と多少女性を上回っているが、過去 3 年間に比べて女性の割合が増加した。

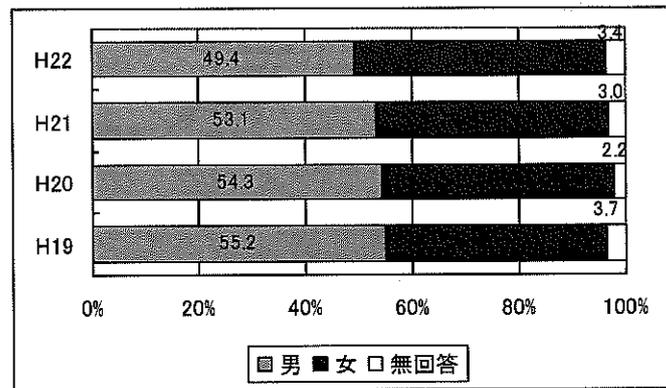


図 1 受講者の性別

2) 受講者の年齢

受講者の年齢は 60 代の割合が増加し、4 年間で最も多くなった。

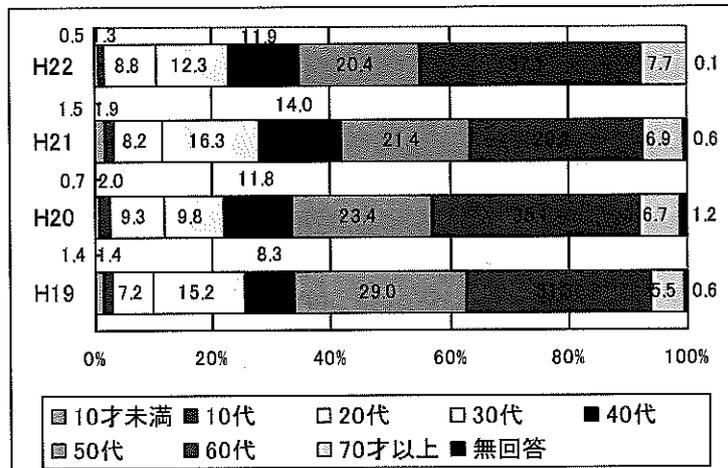


図 2 受講者の年齢

3) 受講者の居住地

受講者の居住地は、前年度までは大阪府が最も多かったが、平成22年度は前年度には6位(3.9%)であった愛知県が23.1%と急増し、最も多くなった。これは、愛知県のツアー会社による団体ツアーが増加したことによると考えられる(参考資料2、P.7参照)。その他上位府県に大きな変化はなかった。

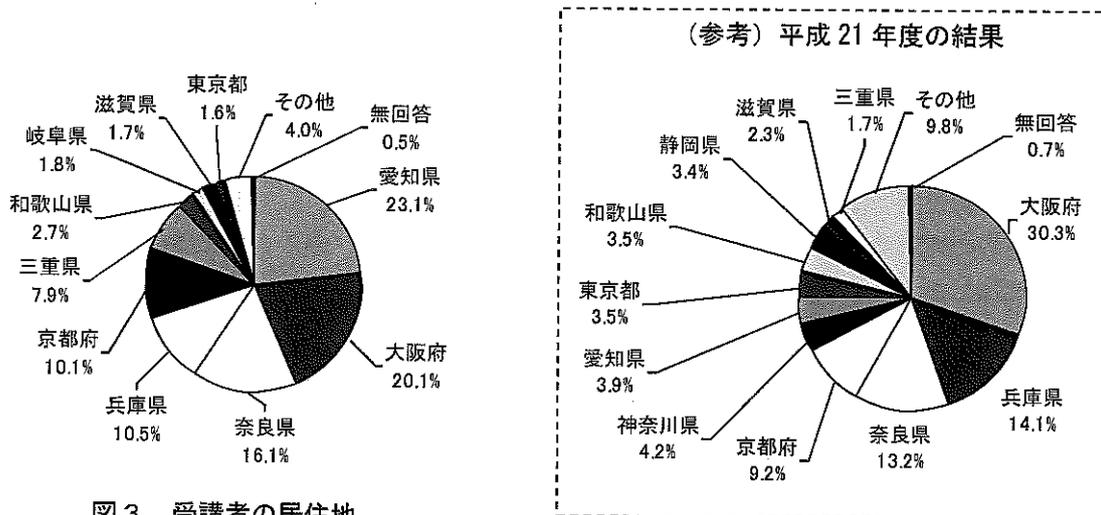


図3 受講者の居住地

(2) 来訪目的

来訪目的は「登山・散策」が68.6%と最も多く、次いで「自然とのふれあい」が14.4%、「写真撮影」が3.5%、「生物の観察」が2.3%で、過去3年間と比べて「自然とのふれあい」と答えた人が多かった。

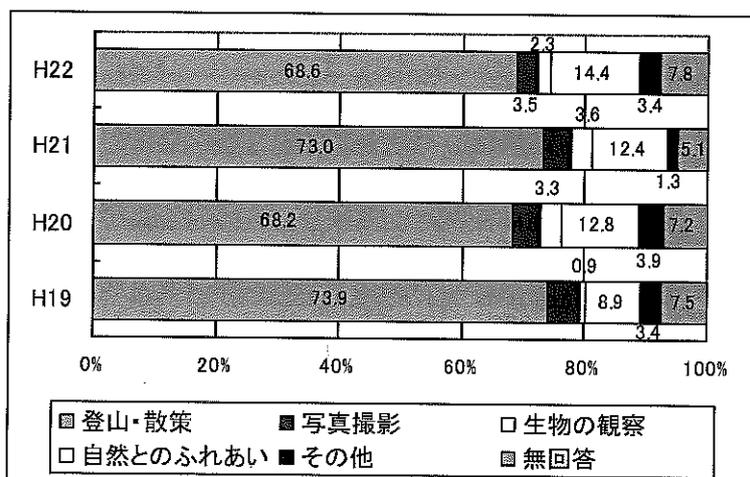


図4 来訪目的

(3) 交通手段

交通手段は「自家用車」が51.5%と最も多かったが、「観光（貸切）バス」が41.7%と過去3年に比べて大きく増加した。これは、団体ツアーによる利用者が増加したためである（参考資料2、P.7参照）。一方、「路線バス」は5.5%と大きく減少した。

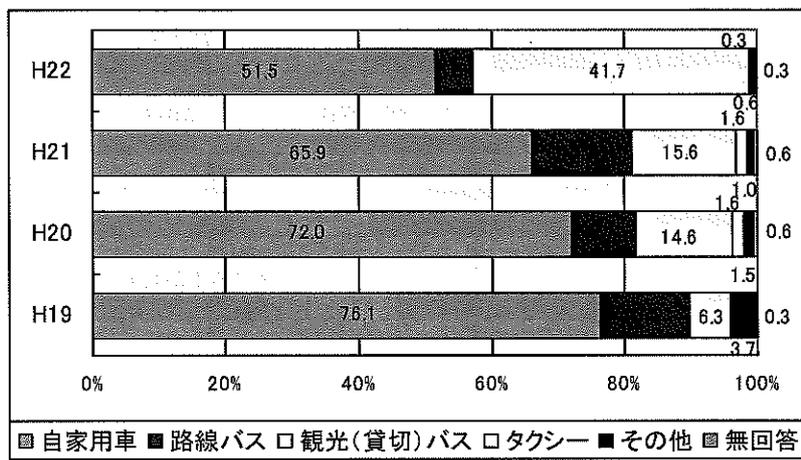


図5 交通手段

(4) 来訪回数

1) 西大台地区への来訪回数

西大台地区への来訪回数は、今回が初めてである人の割合が77.6%と最も多かったが、平成21年度と比べると減少した。

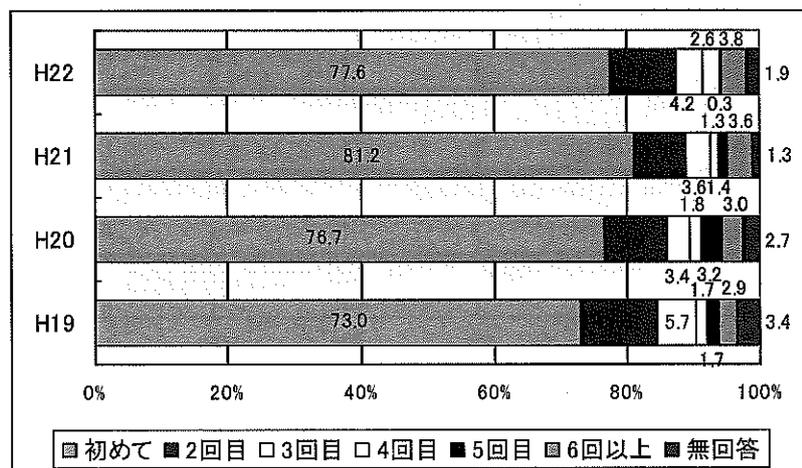


図6 西大台地区への来訪回数

2) 大台ヶ原への来訪回数

大台ヶ原への来訪回数についても、「初めて」の割合が35.5%と最も多かったが、平成21年度と比べると減少した。

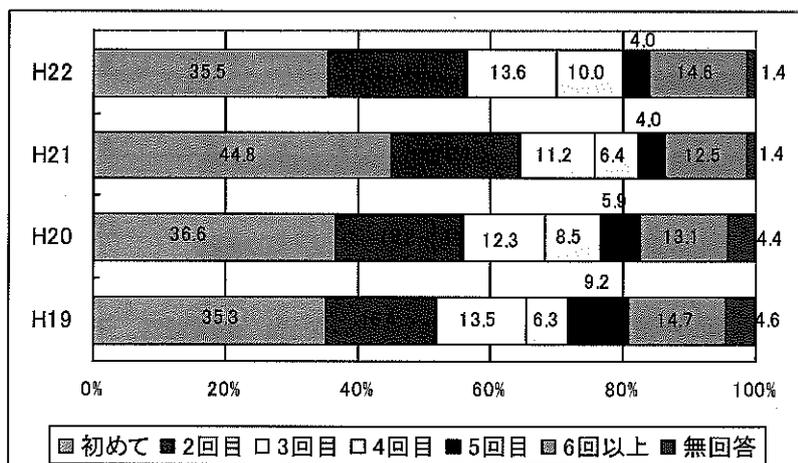


図7 大台ヶ原への来訪回数

(5) 事前レクチャーについて

1) 事前レクチャーの時間の長さ

事前レクチャーの長さについては91.1%が「ちょうどよい」と回答しており、ほとんどの人にとって適切な長さであることが示された。

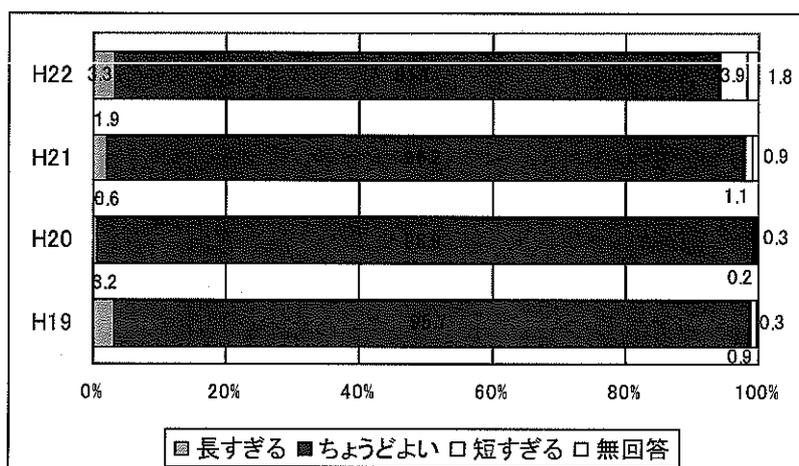


図8 レクチャーの長さに対する評価

2) 事前レクチャーの内容

事前レクチャーの内容については「満足」が59.9%と最も多いが、「普通」も37.8%あり、レクチャー内容の充実により、受講者の満足度をより高めることが可能であることが示唆された。

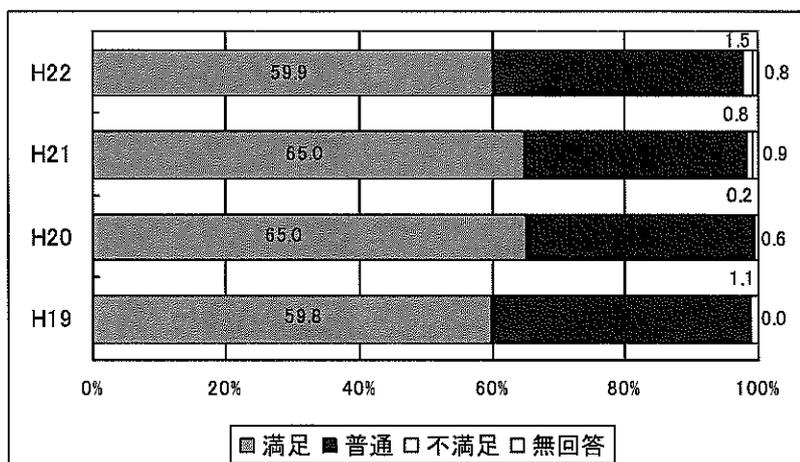


図9 レクチャー内容に対する評価

3) 冊子の内容¹

配布冊子の内容については、「満足」が65.6%と最も多く、「普通」が27.0%、「不満足」が4.9%あった。

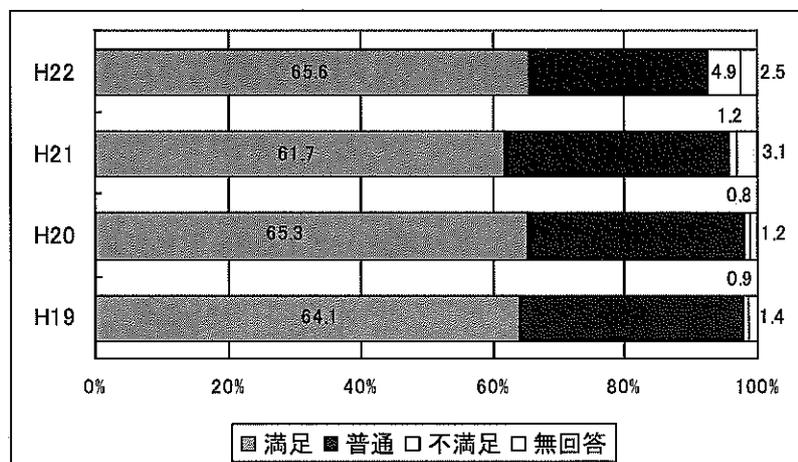


図10 冊子に対する評価

4) レクチャーに関する意見

事前レクチャーの内容や時間割について以下のように計46件の意見があった。

<レクチャーの内容に関する意見> (16件)

- ・動植物など見所について教えてほしい。(5件)

¹ この項目は、「2. 西大台の利用に関するアンケート調査」の設問であるが、レクチャーと密接に関係しているため、ここでまとめた。

- ・地質や地勢に関する話もしてほしい。(1件)
- ・生態学的重要性について説明してほしい。(1件)
- ・過去からの自然の変遷について説明してほしい。(1件)
- ・もっと厳しく言ってほしい。(1件)
- ・レクチャーではなく冊子配布だけで十分ではないか。(1件)
- ・登山の安全について話すべき。(1件)
- ・レクチャーが分かりにくい。(1件)
- ・要点だけにしてほしい。(1件)
- ・レクチャーが聞き取りにくい。(1件)
- ・もう少し詳しい説明がほしい。(2件)

<レクチャーの時間割に関する意見> (26件)

- ・もっと早い時間からレクチャーを始めてほしい。(14件)
- ・もう少し遅い時間帯にレクチャーを実施してほしい。(4件)
- ・30分おきなどレクチャー間隔を短くしてほしい。(3件)
- ・現在レクチャーのない中間の時間帯にも実施してほしい。(2件)
- ・レクチャーを随時実施してほしい。(1件)
- ・時間帯を拡大してほしい。(1件)
- ・ビデオを活用して随時実施してはどうか。(1件)

<その他意見> (4件)

- ・東大台や他の地区でも実施すべき。(2件)
- ・レクチャーの実施場所が分かりにくい。(1件)
- ・レクチャーは1度受ければ次回から受けなくてよいようにしてほしい。(1件)

(6) 西大台利用調整地区の認知手段

西大台利用調整地区の認知手段としては、過去3年間と同様に「人に聞いた」が最も多くなっている。また、平成22年度は「登山などの専門雑誌」や「大台ヶ原ビジターセンター」の割合が過去3年に比べて高くなっている。

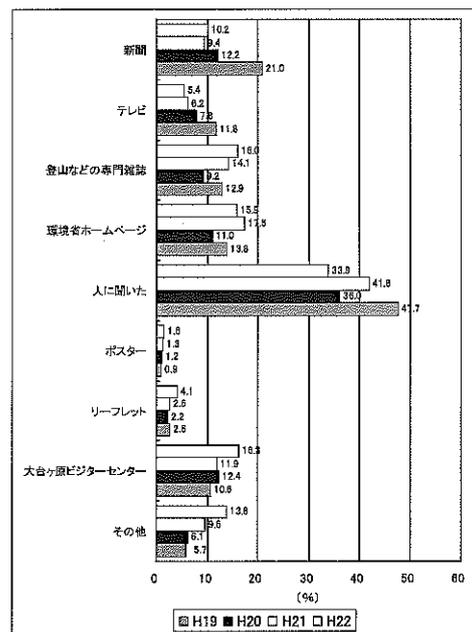


図 1 1 西大台利用調整地区の認知手段

2. 西大台の利用に関するアンケート調査

2-1. 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主として郵送により回収した。アンケート回収数は448であった。

2-2. 調査結果

(1) 入下山時刻

入山時刻は9時台にピークが見られ、過去3年に比べて入山時刻が遅くなる傾向が見られた。下山時刻については、16時台にピークがあり、入山時刻が遅くなった影響からか、下山時刻も遅くなる傾向が見られた。

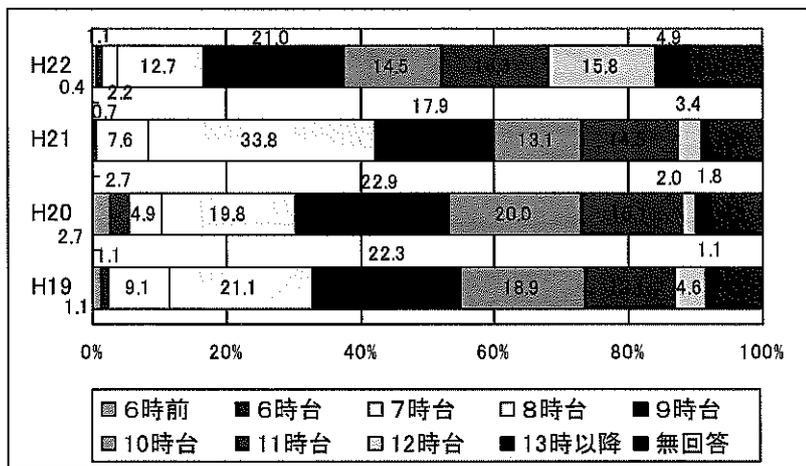


図12 入山時刻

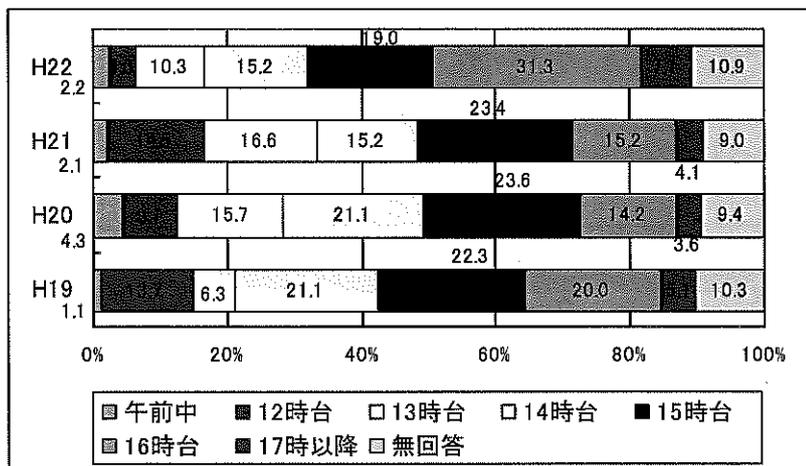


図13 下山時刻

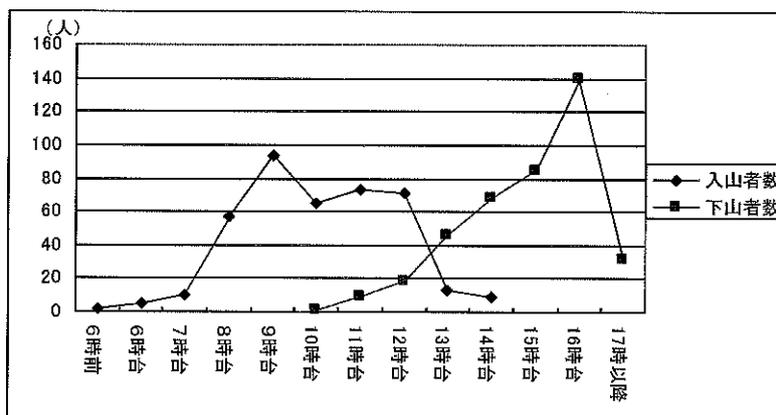
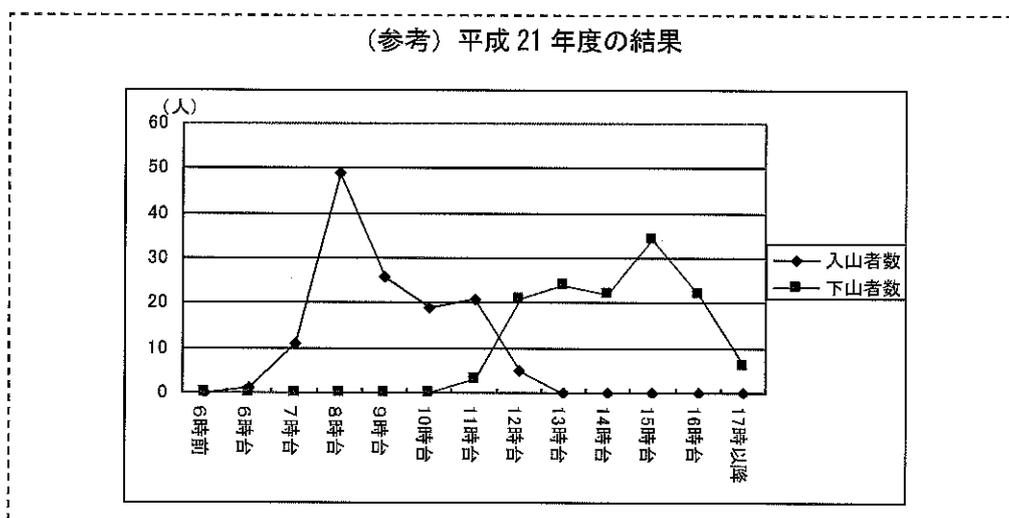


図14 入下山者数の時間推移



(2) 行動内容

行動内容については、「西大台歩道を一周」が85.9%と減少した一方で、「途中まで行って引き返した」が8.0%と増加した。「小処温泉から登った又は下った」は2.0%と前年より増加したが、割合としては少なくなっている。

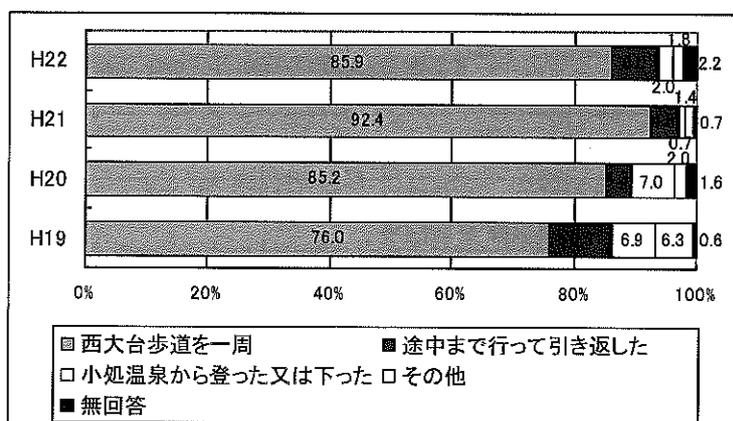


図15 行動内容

(3) 目撃した問題行動

目撃した問題行動の割合は「歩道外での歩行」(14件:3.1%)、「ゴミの投棄」(10件:2.2%)、「植物の採取」(2件:0.4%)などが多いが、利用者全体からすればこうした問題行動を目撃する割合は少ない。

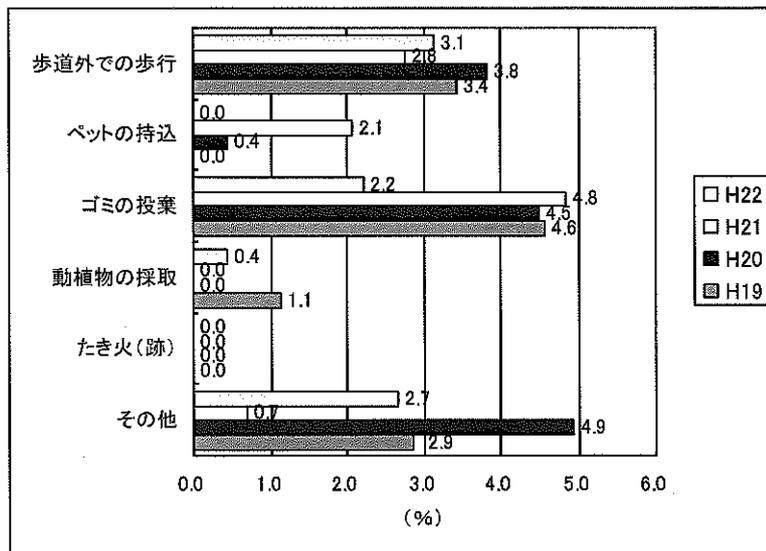


図16 目撃した問題行動

(4) 満足度

「期待以上に良かった」が20.8%、「期待通り良かった」が52.2%で、「よかった」と感じた人の割合は73.0%と4年間で最も多くなっている。

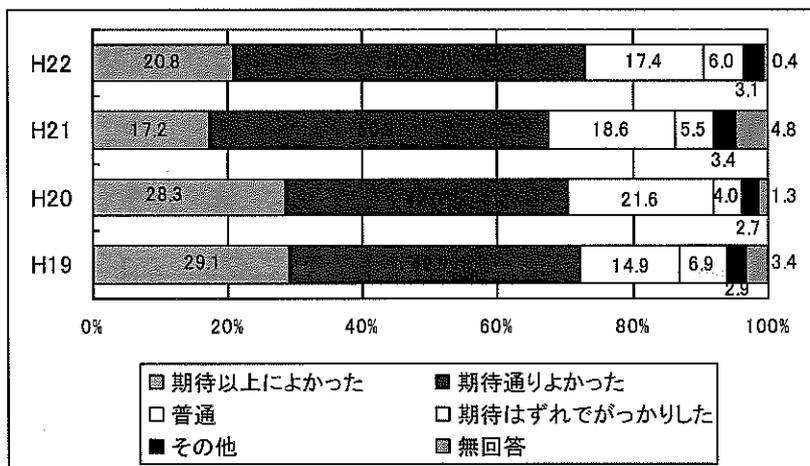


図17 満足度

(5) 印象に残った自然資源

印象に残った自然資源としては、「コケ」、「原生的な自然」、「沢、せせらぎ」、「ブナ林」などを挙げる人が多く、過去3年間とほぼ同様の結果であった。

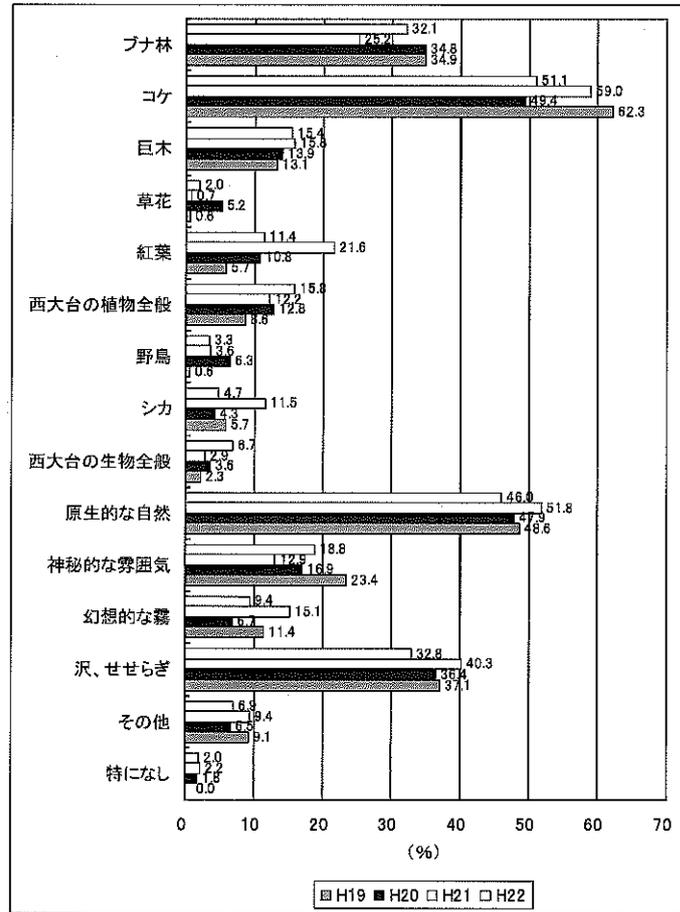


図 18 印象に残った自然資源

(6) 再訪の意向

再訪の意思については、75.2%が「はい」と回答しているのに対して、「いいえ」と回答した人は5.8%で、多くの人が再訪したいと感じている。

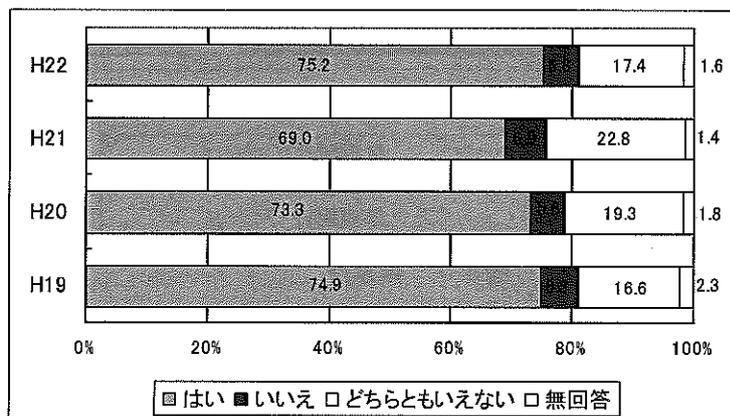


図 19 再訪の意向

(7) 携帯用トイレブースの設置について

携帯用トイレブースの設置については、「必要」が47.5%と最も多く、「必要ない」が26.1%、「どちらともいえない」が23.0%であった。

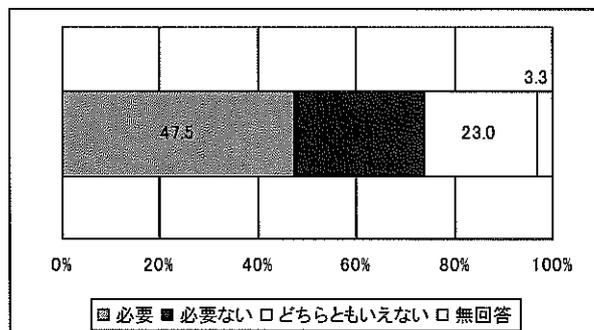


図20 携帯用トイレブースの設置について

(8) 西大台利用調整地区に関する自由意見

自由意見を整理した結果、以下のように計221件の意見が得られた。その内、施設に関する意見が104件と最も多く、特に案内標識や誘導ロープ等の充実、トイレ等の充実を求める意見が多かった。次に、運営に関する意見が87件あり、申請手続きの簡略化や現地での直前の手続きなどを求める意見がみられた。また、制度に関する意見が30件あった。

本年度も、運営や施設のあり方に関して、昨年度と同様の意見が寄せられており、案内標識等の拡充やインターネットの活用等による手続きの改善などについて検討していく必要がある。

■制度に関する意見 (30件)

①利用調整地区に対する賛否 (23件)

- ・利用調整地区は必要だと思うので、今後も続けてほしい。(16件)
- ・利用調整により、歩道周辺の自然回復が感じられた。(1件)
- ・利用調整地区は、自然保護のために仕方がないと思う。(1件)
- ・このまましばらく続けた上で、必要に応じて改善すべき。(1件)
- ・指導者のついた登山者には開放すべき。(1件)
- ・利用調整地区は不要である。(3件)

②事務手数料 (4件)

- ・雨天で入山できないときには、手数料を返還してほしい。(3件)
- ・手数料が高い。(1件)

③上限人数 (3件)

- ・上限人数をあまり多くしないでほしい。(2件)
- ・上限人数を増やすべきだ。(1件)

■運営に関する意見 (87件)

①申請手続き方法 (32件)

- ・手続きが煩雑なので、インターネットの利用などにより、簡略化してほしい。(14件)
- ・現地で直前に手続きができるようにしてほしい。(11件)

- ・立入可能日を1日ではなく一定の期間に延長してほしい。(2件)
- ・手続き等が分かりにくいので、一般にも分かりやすくPRしてほしい。(1件)
- ・大人数の団体が申請しやすいようにしてほしい。(1件)
- ・立入認定証の有効期限を延長してほしい。(1件)
- ・申請に必要な日数を短縮してほしい。(1件)
- ・インターネットで予約状況が分かるようにしてほしい。(1件)

②認定日の変更(8件)

- ・悪天候などの場合、認定日を変更できるようにしてほしい。(7件)
- ・立入希望日に第2希望を加えてほしい。(1件)

③事前レクチャー(20件)

- ・事前レクチャーの有効期限を延長してほしい(5件)
- ・携帯トイレブースについて事前レクチャーで説明してほしい。(4件)
- ・もう少し詳しい地図がほしい。(2件)
- ・地区の入口が分かりにくいので、レクチャーで説明してほしい。(2件)
- ・植物や動物についてもっと教えてほしい。(1件)
- ・昔の西大台の植生について説明すべき。(1件)
- ・レクチャーで迷いやすい場所について注意喚起すべき。(1件)
- ・ルート上の歩き方やルールについての説明があった方がよい。(1件)
- ・レクチャーでは、注意事項ではなく、もっとためになる話を聞きたかった。(1件)
- ・レクチャーの実施回数を増やしてほしい。(1件)
- ・事前レクチャーは必要ない。(1件)

④携帯トイレ(8件)

- ・携帯トイレの携行を呼びかけ、ビジターセンターでも販売してほしい。(8件)

⑤巡視(3件)

- ・巡視をもっと強化すべき。(2件)
- ・巡視員の服装が一般と変わらないので、分かりやすい上着を作ってはどうか。(1件)

⑥ガイド(3件)

- ・大台ヶ原にふさわしい質の高いガイドが必要である。(3件)

⑦その他(13件)

- ・安全管理のため、下山したかどうかを確認すべき。(2件)
- ・ドライブウェイが通行止めになったら連絡してほしい。(2件)
- ・事前レクチャー時の接遇態度に疑問を持った。(1件)
- ・ゴミが落ちていたので、入山前にもっと注意喚起してほしい。(1件)
- ・滞在時間を設定してはどうか。(1件)
- ・外国人ビジターにも情報提供してほしい。(1件)
- ・立入認定証が大き過ぎて無駄だと思う。(1件)
- ・松浦武一郎碑への墓参は40年を超える伝統行事なので、ご協力をお願いしたい。(1件)
- ・割れたガラス瓶や鉢、電気の配線が気になった。(1件)
- ・子どもも一緒に入山して、自然保護教育を實踐できる場にできると良い。(1件)
- ・西大台利用調整地区ガイドを事前に送付してほしい。(1件)

■施設に関する意見 (104 件)

①歩道の不明瞭性 (19 件)

- ・ルートが不明瞭で迷いやすい。(19 件)

②誘導ロープ (10 件)

- ・ロープは黒ではなく、目立つ色にしてほしい。(1 件)
- ・ロープを増やしてほしい。(7 件)
- ・開拓跡の手前のルートが分かりにくいので、ロープを張ってほしい。(1 件)
- ・ロープが無くて、分かりにくい場所がある。(1 件)

③標識 (26 件)

- ・標識に番号や距離、時間の表示を付けて、分かりやすくしてほしい。(9 件)
- ・ルートが分かりにくいので、標識を増やしてほしい。(8 件)
- ・標識の表示が不明確で分かりにくい。(2 件)
- ・標識やロープだけでなく、ピンクテープなどの目印をつけてほしい。(3 件)
- ・景観を損なわないよう、足元に目印を設置してはどうか。(1 件)
- ・松浦武四郎碑への道に目印を付けてほしい。(1 件)
- ・目印のテープなどがなくて、すっきりとしていて良かった。(1 件)
- ・配布された冊子と道標が一致していない。(1 件)

④解説標識 (6 件)

- ・樹木や植物の名札があると良い。(3 件)
- ・自然に関する解説標識を設置してはどうか。(1 件)
- ・展望台に、大蛇岨等の位置が分かる看板を設置してほしい。(1 件)
- ・地区の入口に松浦武四郎碑の案内板を建ててほしい。(1 件)

⑤トイレまたは携帯トイレブース (24 件)

- ・トイレを設置してほしい。(7 件)
- ・携帯トイレブースを何ヶ所か増やしてほしい。(7 件)
- ・携帯トイレブースよりも、環境に配慮したバイオトイレなどを整備すべき。(2 件)
- ・仮設トイレを利用調整期間だけ設置してはどうか。(1 件)
- ・携帯トイレブースは、もう少し歩道から離れた場所にしてほしい。(2 件)
- ・携帯トイレブースは必要だが、景観に配慮すべき。(2 件)
- ・携帯トイレブースは、もう少し使いやすいデザインにしてほしい。(1 件)
- ・携帯トイレを捨てる場所が、ビジターセンター以外にもあった方がよい。(1 件)
- ・携帯トイレブースの使用法が分からなかった。(1 件)

⑥ルートの設定 (5 件)

- ・今のルートは整備され過ぎているので、別のルートも作ってほしい。(1 件)
- ・半周程度のコースを設置してほしい。(1 件)
- ・経ヶ峰への出口を作るなどして、短いコースを作ってほしい。(1 件)
- ・開拓跡を周回できるコースを作ってほしい。(1 件)
- ・新しいルートをつくってほしい。(1 件)

⑦その他 (14 件)

- ・入口の種子落としマットは、もっと効果的なものにすべき。(2 件)

- ・もう少し川を渡りやすくしてほしい。(2件)
- ・ドライブウェイが見えないよう植林やルート変更をしてほしい。(2件)
- ・小処温泉方面へのルートが荒れているので、ルートの維持を図っていく必要がある。(1件)
- ・椅子を設置してほしい。(1件)
- ・展望台を設置してほしい。(1件)
- ・展望台に雨宿りできる場所があると良い。(1件)
- ・道が整備されていないので、歩きにくい。(1件)
- ・ルート上に岩がゴロゴロしている箇所があるのが気になった。(1件)
- ・歩道を整備してほしい。(1件)
- ・登山道の閉鎖に関する情報を提供してほしい。(1件)

(9) 大台ヶ原全体にかかわる自由意見 (32件)

大台ヶ原全体にかかわるものとして、以下のような意見があった。

①立入制限等 (4件)

- ・東大台も含めて立入制限をするべき。(2件)
- ・駐車場で料金を徴収するなど、東大台にも何らかの規制はできないか。(1件)
- ・西大台を全面立入禁止にして10年間様子をみてはどうか。(1件)

②マイカー規制等 (4件)

- ・マイカー規制や入山料徴収をするべき。(1件)
- ・マイカー規制はできないか。(1件)
- ・マイカーが多すぎる。(1件)
- ・混雑期には、マイカー規制や路線バスの増便を検討すべき。(1件)

③シカ対策 (8件)

- ・害獣の駆除について、前向きに考える必要がある。(1件)
- ・シカ対策が必要。(2件)
- ・シカの害が深刻になっているので、駆除すべき。(2件)
- ・シカの頭数管理が必要。(3件)

④防鹿柵 (2件)

- ・防鹿柵は不要だと思う。(1件)
- ・仕方ないとはいえ、防鹿柵が残念だった。(1件)

⑤外来種対策 (2件)

- ・外来種の侵入防止対策をしてほしい。(1件)
- ・駐車場周辺にセイヨウタンポポらしきものがあつたので、出来るだけ駆除してほしい。(1件)

⑥その他 (12件)

- ・東大台は整備され過ぎていて、残念だった。(1件)
- ・キャンプ可能な場所をつくってほしい。(1件)
- ・駐車場のトイレの協力金100円は高すぎる。10円にして全員が払うようにすべき。(1件)

- ・利用者への支援協力を求めてはどうか。(1件)
- ・大台ヶ原ドライブウェイは廃止すべき。(1件)
- ・幼木や若木が少ないので、森林の更新が心配である。(2件)
- ・30年前と比べて、ササ等の下層植生が少なくなっていることに驚いた。(1件)
- ・開拓跡を植林して自然の森に近づけるべき。(1件)
- ・貴重な原生林を守ってほしい。(1件)
- ・東大台と西大台を巡るトレッキングコースを作るべきだ。(1件)
- ・ビジターセンターで見頃のものについて情報提供してほしい。(1件)

歩道状況調査結果

西大台利用調整地区における裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況等について、人の利用による影響を継続的に把握し、利用調整の効果を検証するための基礎資料とすることを目的として、歩道状況調査を実施した。

1. 調査日時及び対象

(1) 調査日時

平成 22 年 11 月 8 日 (月) ～10 日 (水)

(2) 調査対象

調査対象箇所として、平成 18 年度の調査で把握した歩道複線化箇所 29 ヶ所 (図 1 の M-1～M-29)、洗掘箇所 9 ヶ所 (図 1 の S-1～S-9)、利用による裸地化定点観測地点を 1 ヶ所 (七ツ池 : 図 1 の R-0)、及び歩道外に立入りが見られた箇所の定点観測地点として 6 ヶ所 (図 1 の R-1～6) を設定した。なお、「複線化」及び「洗掘」の定義は以下の通りである。

複線化・洗掘の定義

複線化	本来の歩道から分岐して、新たなルートが形成されている箇所。ただし、1 本の樹木を迂回している場合等、小規模なものは除く。
洗掘	歩道面に対する深さが、50cm 以上の箇所、または洗掘により連続的に石が露出している箇所。

2. 調査方法

(1) 複線化・洗掘

①基礎情報の記録

各地点について、以下の項目を記録した。

〔路線縦断勾配、地質、周辺植生 (上層・下層)、複線化については推定される原因〕

②現況模式図の作成

歩道及び複線の平面的な形状 (延長は m 単位で測定)、歩道周辺の主な樹木 (樹種)、下層植生 (主な種名)、裸地、岩石、倒木、洗掘箇所、崩落箇所等の分布状況を計測し (10cm 単位)、現況模式図を作成した。また、周辺地域を含めた写真撮影により現況を記録した。

③横断面図の作成

樹木等を目印にラインを設定し (※H19 調査で設定)、洗掘の幅、深さ、複線の幅 (10cm 単位) を計測し、横断面図を作成した。

(2) 裸地化

七ツ池の看板付近の、利用の影響が大きい部分 (南側) と影響が小さい部分 (北側) を含む

範囲に、10m×15mの調査区を設定（※H19調査で設定）。調査区内の主な樹木の位置、樹種、胸高直径、地表の状態、下層植生の種類と範囲、等を記録し、現況模式図を作成した。

（3）歩道外に立入りが見られた箇所

①基礎情報の記録

洗掘・複線化と同じ調査票により、各地点について、以下の項目を記録した。

〔路線縦断勾配、地質、周辺植生（上層・下層）〕

②道幅の測定

調査地点ごとに、3ラインずつの測定ポイントを設置し（※H19調査で設定）、各ラインの幅を記録した。合わせて、周辺植生の記録、写真撮影による現況の記録を行った。

3. 結果概要

調査結果は、主に歩道の複線の解消状況と植生の回復状況についてとりまとめた（表1）。

複線の解消状況については、植生の回復が見られない場合を含め、踏み跡等、人の通った形成がわずかしか見られない場合は「複線は解消傾向」、全く見られないような場合は「複線化はほぼ解消」とした。

植生の回復状況については、平成19年度調査で裸地であった箇所及びその周辺において、実生や草本植生の発生がみられた場合、「植生は回復傾向にある」とした。平成21年度調査と比較して、以下の点が明らかとなった。

①複線化箇所

29ヶ所の複線化箇所のうち、18ヶ所（H21：16ヶ所）で複線化はほぼ解消し、9ヶ所（H21：9ヶ所）では解消傾向がみられた。また、これらのうち12ヶ所（H21：9ヶ所）では植生の回復がみられた。このため、平成21年度と比べて、一層、複線化の解消と植生の回復が進んだといえる。

②洗掘箇所

調査箇所S-1において、雨水によるとみられる歩道側面の崩れがみられたが、その他には特に変化はみられなかった。

③裸地化、歩道外に立入りが見られた箇所

裸地化箇所R-0では、部分的に植生（コケ類）の回復がみられた。また、歩道外に立入りが見られた箇所R-1～6においても、植生の回復傾向がみられ、道幅の縮小などが確認された。

以上の結果から、利用調整地区における利用者数の減少、及びロープ等の設置によるルートの明確化により、歩道の複線化は解消されつつあることが示唆され、また、植生についても、回復しつつあるという傾向が確認された。

これらのことから、全体として、利用調整による利用圧の減少が示唆された。

図1 歩道状況調査地点

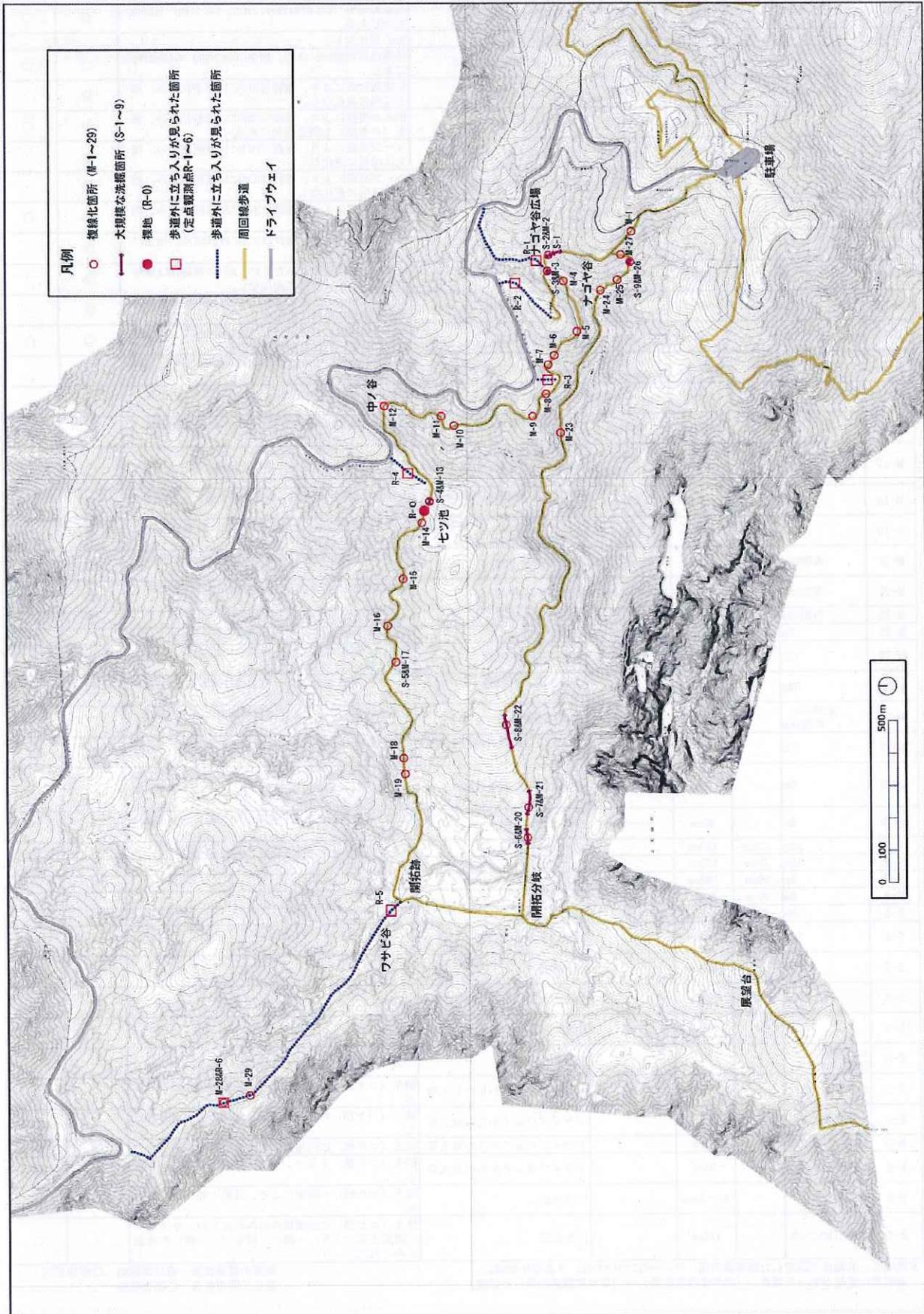


表1 歩道状況調査結果概要

	地点名	区間長さ	高さ	道幅		下りされる発生原因	昨年までの比較	復線の解消状況	植生の回復状況
				本線	複線				
複線化	M-1	10m	-	80cm	80→50cm	樹木の根上がり迂回	複線は解消傾向にある。植生(コケ類)も回復傾向にある。	○	○
	M-2	15m	-	190cm	不明瞭	洗掘箇所を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生(コケ類)も回復傾向にある。	◎	○
	M-3	3m	-	180cm	30cm	洗掘箇所を迂回	特に変化なし。		
	M-4	15m	-	30cm	70→60cm 50→40cm	洗掘・滞水箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生(コケ類)も回復傾向にある。	○	○
	M-5	9m	-	不明瞭	不明瞭	樹木を迂回	防塵柵設置により、複線はH19にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	
	M-6	6m	-	50cm	不明瞭	樹木を迂回	倒木の設置により、複線はH20にほぼ解消済み。植生(コケ類)も回復傾向にある。	◎	○
	M-7	13m	-	不明瞭	不明瞭	ガレ場を迂回	ロープ設置により、複線はH21にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-8	4m	-	100cm	60cm	洗掘・崩落路を迂回	ロープ設置により、複線はH21にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-9	5m	-	40cm	30cm→不明瞭 50cm	樹木を迂回	ロープ設置により、複線はH20にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	◎	○
	M-10	14m	-	40cm	不明瞭	本線歩道が不明瞭	ロープ設置により、複線はH21にほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎	
	M-11	10m	-	不明瞭	不明瞭	沢部の崩落	新ルートが明確になったため、H20に複線はほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-12	21m	-	80cm	不明瞭 不明瞭	本線歩道が不明瞭	ロープ、倒木の設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-13	8m	-	80cm	50cm	洗掘箇所を迂回	ロープの設置及び洗掘箇所の補強整備により、複線はほぼ解消。植生も回復傾向にある。	◎	○
	M-14	12m	-	80cm	80→60cm 200cm→不明瞭	水路となった本線を迂回	ロープの設置により、複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○	
	M-15	9m	-	70cm	40cm→不明瞭	ガレ場を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-16	13m	-	100cm	不明瞭	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線はH20にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-17	東側33m、 西側15m	-	100cm	80cm 60cm→不明瞭	東側：洗掘箇所を迂回 西側：樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○	
	M-18	32m	-	40cm	60cm	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生(コケ類)も回復傾向にある。	○	○
	M-19	30m	-	90cm	130cm	ショートカット、水路となった本線を迂回	ロープ設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	◎	○
	M-20	西側21m	-	140cm	60cm→不明瞭	洗掘箇所を迂回	複線はH21にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-21	東側35m	-	260cm	60cm→不明瞭	洗掘箇所を迂回	複線はH21にほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-22	西側15m	-	280cm	50cm	洗掘箇所を迂回	複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	◎	
	M-23	9m	-	50cm	40cm	樹木を迂回	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	○	
	M-24	13m	-	100cm	50cm、50cm、 50cm	本線歩道が不明瞭	ロープ、倒木の設置により、H21に複線はほぼ解消済み。植生には特に変化なし。	◎	
	M-25	50m	-	70→60cm	50cm	本線歩道が不明瞭、ショートカット	ロープ設置により、H20に複線はほぼ解消済み。植生(ミヤコザサ)も回復傾向にある。	◎	○
	M-26	東側24m、 西側16m	-	100cm	100→80cm	洗掘箇所を迂回	倒木の設置により、複線は解消傾向にある。植生(ミヤコザサ)も回復傾向にある。	○	○
	M-27	17m	-	40cm	100cm	樹木および軽度の洗掘箇所を迂回	複線は解消傾向にある。植生(ミヤコザサ)も回復傾向にある。	○	○
	M-28	9m	-	70cm	60cm	軽度の洗掘箇所を迂回	複線には特に変化なし。植生にも大きな変化はないが、モノレール設置工事により、一部に、植生(コケ類)の衰退がみられた。		
	M-29	6m	-	40cm	70→60cm	明確な理由不明	複線は解消傾向にある。植生(コケ類)も回復傾向にある。	○	○
洗掘	S-1	20m	100cm	130cm	-	雨水の流路	雨水により、歩道側面に若干の崩れがみられる。	-	-
	S-2	15m	70cm	190cm	-	雨水の流路	特に変化なし	-	-
	S-3	3m	90cm	180cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-4	8m	90cm	80cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-5	10m	80cm	60cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-6	50m	50cm	140cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-7	70m	80cm→ 90cm	260cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-8	90m	100cm	280cm	-	雨水の流路	"	-	-
	S-9	9m	-	100cm	-	雨水の流路	"	-	-
裸地化	R-0	15×10mの 調査プロット	-	-	-	過剰利用	部分的に植生(コケ類)の回復がみられる。	-	○
歩道外 に立入り が見られ た箇所	R-1	4m区間に3点	-	60cm		ドライブウェイからの立入等	植生(コケ類)の回復により、道幅の縮小がみられる。	-	○
	R-2	3.5m区間に3点	-	120→ 110cm		ドライブウェイからの立入等	植生(コケ類)の回復により、道幅の縮小がみられる。	-	○
	R-3	5.3m区間に3点	-	90cm		ドライブウェイからの立入等	植生(コケ類)に回復傾向がみられる。	-	○
	R-4	4m区間に3点	-	70cm		ドライブウェイからの立入等	植生(コケ類、ミヤマシキミ)に回復傾向がみられる。	-	○
	R-5	4m区間に3点	-	40→30cm		旧登山道	植生(コケ類)の回復により、道幅の縮小がみられる。	-	○
	R-6	3.8m区間に3点	-	170cm		旧登山道	植生(コケ類)に回復傾向がみられるが、モノレール設置工事により、一部に、植生(コケ類)の衰退がみられた。	-	○

※道幅は、各地点で設定した横断面の幅。R-1～6については、3点の平均幅。
道幅等に変化があった場合、(昨年度調査結果)→(本年度調査結果)と記載。

複線の解消状況 ◎ほぼ解消 ○解消傾向
植生の回復状況 ○回復傾向

第 12 回西大台地区利用適正化計画検討協議会における意見等と対応方針

	意見等	対応方針
認定事務について	①事前予約の受付が立入希望日の3ヶ月前からになっているが、半年前等もう少し早くから行えるようにしてほしい。	・利用調整期間が終わってから、モニタリング結果等を踏まえた評価委員会での評価、協議会での検討等を行って、次年度の運用を決めています。このため、事前予約の受付を3ヵ月よりも以前に設定することは困難です。
	②大台ヶ原に来た人が西大台に立入りたい場合、当日の認定枠に空きがある場合などには大台ヶ原の現地で立入認定が出来るようにしてほしい。	・当日の立入認定を可能にするためには、指定認定機関の実施体制の整備が必要となりますので、現状では困難です。 ・当面は、効果的な普及啓発により対応することとします。
	③申請から認定までの期間を短縮してほしい。	・平成 22 年度より、窓口への申請書の提出期限を、これまでの 10 日前から5日前に短縮しました。また、窓口への直接申請の場合は直前（前日）であっても、認定証の受け渡し等が確実である場合は個々の状況に応じて対応しています。 ・②の対応方針とも関連しますが、現状の指定認定機関の実施体制、大台ヶ原地域のインターネット通信環境ではこれ以上の短縮は困難です。
	④立入認定日を変更できるようにしてほしい。	・平成 22 年度より、ドライブウェイの通行止めの場合、同一年度内（3ヶ月以内）において1回に限り立入日の変更を可能としました（平成 22 年度は6名が変更）。
	⑤利用集中期が設定されていない6月の利用者が増加しており、申請を断わった場合もあったため、利用集中期の変更を検討してほしい。	・平成 23 年度については、これまでの利用集中期に加え、6月1日～19日を利用集中期に設定したいと考えています。
	⑥インターネットの導入によって利便性がどのように向上するか示してほしい。	・インターネット上で立入希望日の空き状況の確認と、事前予約（仮予約）が出来るようになります。これにより、事前予約の受付が 24 時間可能になります。また、空き状況を見て立入日を決めることが出来るようになるなど、利便性が大きく向上すると考えています。 ・このシステムは平成 23 年度からの運用開始予定です。

	意見等	対応方針
上限人数について	⑦上限人数を見直し、100人、50人、30人の3段階を、100人と50人の2段階することなどを検討してほしい。	・運用開始後、3年が経過し、利用による影響が軽減したと考えられる変化が現われ始めています。しかし、上限人数を2段階にする必要性やその影響等については十分な分析・検討が行われていないため、現時点での見直しは考えていません。
	⑧1グループの上限人数を増やしてほしい。	・西大台地区利用適正化計画にあるように、一時的に大人数が利用することによる自然環境への影響や、静かな雰囲気の中で西大台の自然を味わうことができ、無理なくガイドの説明を聞くことが出来る人数等を考慮して設定しているため、現時点での見直しは考えていません。
事前レクチャーについて	⑨小処方面からの立入りをしやすくするよう、大台ヶ原の山麓部でも事前レクチャーを実施してほしい。	・現在、指定認定機関である上北山村商工会の協力を得ながら実現の方向で検討を進めています。 ・現在、事前レクチャーは大台ヶ原ビジターセンターで行うこととされており、変更する場合は法手続きが必要になります。また、事前レクチャーの質を担保するため、リアルタイムの情報共有やレクチャー実施者の育成方法等についても検討しています。
	⑩大台ヶ原ビジターセンター以外でも事前レクチャーを受けられるよう、ビデオによる事前レクチャーも実施してほしい。	・事前レクチャーは、人の対面によって実施することが基本であると考えています。また、リアルタイムの情報を提供することも重要であるため、ビデオによる実施は、現時点では想定していません。
施設について	⑪経ヶ峰へのルートなど、他のルートの利用についても検討してほしい。	・西大台利用調整地区の歩道の在り方については、平成23年度にワーキング等を開催して検討したいと考えています。
	⑫西大台で溪流を渡るところを渡りやすいよう整備してほしい。	
その他	⑬ガイド育成のためのテキストには歴史や文化に関することも記載してほしい。	・同テキスト案には、文献資料等を基に、大台ヶ原の歴史や文化等に関しても記載しています。また、テキストの名称は「西大台ガイドのためのテキスト（仮称）」としました。 ・当該テキストについては、評価委員会の意見もいただきながらとりまとめる予定です。
	⑭利用調整による抑止効果などについて、データに基づいて分析してほしい。	・平成23年度にアンケート調査等により、分析したいと考えています。

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画（案）

平成 2223 年 2 月 1821 日

近畿地方環境事務所

【目 次】

1. 背景.....	1
1-1 西大台地区の自然の概況.....	1
1-2 西大台地区の利用の状況.....	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況.....	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題.....	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針.....	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標.....	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針.....	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針.....	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針.....	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項.....	8
3-1 利用調整地区の名称.....	8
3-2 利用調整地区の区域.....	8
3-3 利用調整の期間.....	8
3-4 その他.....	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項.....	9
4-1 指標等の設定.....	9
4-2 モニタリングの方法.....	9
4-3 モニタリングデータの評価.....	10
4-4 報告及び公表の方法.....	10
5. 立入り認定の手續きに関する事項.....	11
5-1 認定基準.....	11
5-2 立入認定事務の実施方法.....	13
5-3 注意事項（利用ガイドライン）.....	13
5-4 利用者の指導.....	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項.....	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等.....	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成.....	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項.....	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項.....	14
9. 今後の課題.....	15

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミブナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミブナ群落は貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇ヶ嶮、千石ヶ嶮などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイルリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇窟などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシャクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が設定された。

その後大台ヶ原自然再生推進計画は、平成 21 年 3 月に前計画の実施状況等に係る評価を踏まえて第 2 期計画としてまとめられ、当面 5 年程度で実施する取組として、①「適正利用に係る交通量の調整ーマイカー規制等の実施ー」、②「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供ー利用調整地区の運用ー」、③「総合的な利用メニューの充実ー特に利用の質の改善のための条件整備（詳細メニューは前計画と同）ー」が設定された。

本利用適正化計画は、大台ヶ原自然再生推進計画のうち、3. 新しい利用のあり方推進計画（3）計画内容 2）「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成されたが、前記のとおり第 2 期大台ヶ原自然再生推進計画がまとめられたことから、一部変更を行ったものである。

1-4 保護及び利用の問題点、課題

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原始的な雰囲気を経験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を適正に運用し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気を感じ、五感で味わうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、^{とうげん}登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」に基づき、保護・再生の取り組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、年度ごとに定める。

3-4 その他

○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、デジタルセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、自然公園法施行令第 13 条に規定する認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取組みが展開されており、これら取組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、立入認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化計画検討協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。
年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項は自然公園法施行規則第13条の4項6第3号において以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四六第三号）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項は自然公園法施行規則第13条の4項6第4号において定めることになっており、以下のとおりとする。なお、必要に応じ追加等を行う。

また、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。
- ・ 代表者は、自身の監督の下で利用調整地区に立ち入る利用者の名簿を作成し、事前レクチャー受講時申請時に提出すること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

自然公園法第1725条第1項の規程に基づき別途指定する指定認定機関の所在地において行う。
なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあつての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化計画検討協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 今後の課題

○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

(5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領

(名 称)

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画(以下「利用適正化計画」という)の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

(検討事項)

3. 協議会は、次の事項を検討する。
 - (1) 利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者(関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等)で、近畿地方環境事務所長(以下「事務所長」という。)と契約を締結した協議会事務局運営業務請負者が事務所長の指示に基づき委嘱する者をもって構成する。
 - (2) 請負業者は、事務所長の承認を得て、専門的な助言等を得るため、構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

(構成員資格の喪失)

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

(辞任及び解任)

6. (1) 構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - (2) 協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は委嘱年度の3月31日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成18年2月26日から施行する。

平成19年8月30日 一部改正

平成22年4月16日 一部改正